

### 大項目3 学士課程の教育内容・方法等

(目標)

理念・目的を達成するために、適切な教育課程を体系的に編成し、それをもとに適切な方法で教育を行う。

教育効果を十分に発揮するために、適切な履修指導を行い、学生の学修意欲を促進させるとともに、教育方法の改善に努め、教員の資質向上を図る。

#### (1)教育課程等

(学部・学科等の教育課程)

A群 学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連

[現状把握]

造形学部の教育課程は、「武蔵野美術大学学則（以下、学則）」第2条第2項に定める区分（11学科）に基づき、別表「教育課程」によって示されている。

修業年限は、学則第9条によって、4年と定められている。

教育課程は、「文化総合科目」「造形専門科目（造形総合科目および学科別科目）」「教職に関する科目」「博物館に関する科目」で構成されている。文化総合科目は、「総合的判断力・批判力を養うために広く諸学問を学ぶ」ための科目であり、「造形を学ぶ基盤をより豊かにする」ことを狙いとしている。造形総合科目は、「造形という大きな視点から専門性の位置づけや基礎を確認するために、自分の専攻とは異なった領域や他学科の開設する授業を学ぶ」ための科目であり、「専門以外の領域にも広く眼を開き、体験を通して造形を総合的に捉える」ことを狙いとしている。学科別科目は、「専門的基礎理論・表現方法などの学習」のための科目であり、「それぞれの専門領域における理論的基礎の形成と表現の方法論の確立」から、「段階を追ってより専門的な領域へと」進むことを狙いとしている。

このような教育課程の編成は、大学設置基準の大綱化の趣旨を踏まえ、本学の教育理念である「人間的自由に達するために美術・デザインを追求すること」（「武蔵野美術大学の教育理念」）のさらなる実現を目指して進められたカリキュラム改革によって、平成15年度より実施された。

このカリキュラム改革は、教育課程検討委員会（平成2年11月～5年10月）の中間答申（平成4年5月）において示された、「開かれたカリキュラム」「弾力性のあるカリキュラム」の必要性の提起をもとに、将来構想委員会（平成11年6月～15年11月）の専門委員会である教育課程検討専門委員会（平成11年10月～15年10月）を中心として検討が重ねられ、将来構想委員会中間答申「学科を越えた新カリキュラム構想について」（平成13年2月）で示された案をもとに実施されたものである。また、本学では教職員が参加する全学的な研修会を年1回実施しているが、

こうした場でも、「本学における教育課程研究の到達点と課題」（平成 10 年度）、「学科を超えた新カリキュラム構想」（平成 13 年度）などのテーマでカリキュラム改革に向けた検討が重ねられた。

本学の教育理念の特徴は、「美術を技術的専門性だけではなく、総合的な人間形成をもって成るものと考えた」（「武蔵野美術大学の教育理念」）点にある。また、本学の教育の目的は、学則第 1 条に記されているように、「美術、デザイン及び建築に関する学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の技能、理論及び応用を教授研究し、人格の完成を図り、個性豊かな教養の高い人材を育成し、もって文化の創造発展、国家社会の福祉に貢献すること」にある。

#### [点検・評価]

造形学部の教育目的は、幅広く多様な知識を与えると同時に専門領域に関わる高度な修練を行う点、またそれらの知識や技能を社会に生かす上で求められる人間的な性質や能力の育成を目指している点で、学校教育法第 52 条に定められた「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」という規定に適ったものである。

造形学部の教育課程は、広く諸学問を学ぶものとして文化総合科目を、造形領域の中での総合的視点を養うものとして造形総合科目を、高度な専門的知識・技能を培うものとして学科別科目を設け、それらを組み合わせて教育課程を構成している点で、大学設置基準第 19 条第 1 項に定められた「大学は、当該大学及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする」という規定に適ったものである。

とりわけ、カリキュラム改革の柱である文化総合科目及び造形総合科目の趣旨は、大学設置基準第 19 条第 2 項に定められた「教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」という規定と合致するものである。

本学における学部・学科等の理念・目的については、これまで歴代の学長により、また学則や大学案内の項目としてその都度示されてきた。その最も新しいものは、大学のもので創立 80 周年記念事業計画大綱において、学科のもので今回の第 3 期自己点検・評価委員会の資料として作成され示されている。その名称は「教育理念」「教育方針」「(教育の) 目的」「教育目標」と、その時々形式において区々であり、またその内容も、建学の精神に依拠したもの、法令との整合に配慮したもの、教育・研究上の価値観や信念を表明したもの、育成する人材像を提示したもの、大学の沿革や変遷を述べたものなど様々であるが、教育内容や方法に関する自己点検・評価およびそれに基づく改善・改革の拠り所とするには実用的とはいえず、改善が望まれる。

造形学部の教育目的と学校教育法第 52 条との合致については、学術の中心という立場、広い知識の教授、専門学芸の研究といった学校教育法第 52 条の要点を成す文

言を学則第1条において取り入れ、標榜している点から明らかであるが、それを実践していくためには、本学として美術、デザイン及び建築という領域における学術の今日的な状況を把握するとともに、今後の動向についての展望を持ち、さらにその認識を学内で共有するとともに、それを学生や学外に対して明示することが重要である。こうした認識について、教育内容を説明する要項等においてとくに明確な記述が見られない点は、改善に向けた努力が望まれる。

教育課程編成の基本的な考え方が、

現状で大学の理念・目的や法令を踏まえたものであることは確認できるが、それが理念・目的を達成するように設計されたものであること、つまり理念・目的から教育課程の編成や個々の授業科目の内容までが系統的に整合性をもって組み立てられていることについては、教育内容を説明する要項等において具体的な説明がとくに見られない。個々の授業科目の狙いや内容を理解する上で、教育課程全体の趣旨を把握することは重要であることから、改善が望まれる。

#### [改善・改革方策]

大学の理念については、今後行われる自己点検・評価（およびそれに基づく改善・改革）に十分対応できるものとして、現行の「理念」に基づく「目的」、「目標」について記述を見直していくことが望ましい。また、造形学部の目的についても、同様の趣旨に立って、学則第1条の内容を具体的に補う説明を、教育内容を説明する要項等において示すことが望ましい。その場合、理念とその達成方法としての目的との性格の違いを把握するとともに、そこでの価値観や将来像、社会的意義、優先事項、到達目標などの反映の方法を検討し、さらに学校法人武蔵野美術大学の経営方針との合致や大学、学部、学科という各レベルでの目的の相互関連を図ることによって、教育課程編成やその点検・評価にも対応可能なものとして理念・目的を整え、全学的な合意を確立することが必要である。そのための方策としては、学長が学内の教育に関連する各種の委員会等での議論を集約し、学長の意向を加えて整理したものを学内に提示し、さらに意見を募った上で、理念文に反映するなどの手順が考えられる。とくに、教育課程および教育体制についての全学的な検討を5年にわたって行った将来構想委員会の最終答申（平成15年11月）を受けての、教育に関する長・中期的な方向性を学長が提示することは、この作業の前提として有効であろう。平成20年度における大学基準協会の大学認証評価を考慮すれば、これらは平成18年度中に行われることが望ましい。

美術・デザインの学術領域とその教育研究に関する大学としての現状認識や将来展望については、やはり学長が、主任教授の助言のもとに、将来構想委員会での調査研究等を踏まえて、一般状況の説明にとどまらない本学の主体的な判断の表明として記述にとりまとめるなどの方法が考えられる。これも前項と同様に、平成18年度中に行われることが望ましい。またその結果は、『大学案内』等の広報資料や『科目履修ガイドブック』等の履修関連資料といった、教育内容を説明する要項等に反映されることが望ましい。

理念・目的と教育課程、授業科目編成との関連についての説明は、『科目履修ガイ

ドブック』における各学科の教育課程に関する記述の中で示すことが望ましい。そのための方法として、『科目履修ガイドブック』の制作に際して、各学科の教育課程や授業科目編成の現時点での考え方を具体的に記述することにとくに留意することなどが考えられる。理念・目的との関連については、単に形式的に記述を加えるのではなく、前述した理念・目的の確立状況や、それを踏まえた教育内容の見直し状況に応じて、実態に即したかたちで段階的に整えていくべきである。

A群 学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性

#### [現状把握]

ここでは、平成15年度から実施された造形学部の現行の新教育課程を構成する「文化総合科目」「造形専門科目（造形総合科目および学科別科目）」の科目区分の特色と位置づけを確認することを通して、カリキュラムの体系性を検証する。なお、平成16年度の時点では3～4年次生が従前の旧教育課程に基づいた履修をしているが、平成20年度の大学認証評価の基準日である平成19年5月には新教育課程が完成しているので、旧教育課程についての記述は、新教育課程についての個々の項目の記述に関連づけるかたちで取り扱うこととした。

文化総合科目は、「教養文化に関する科目群」「言語文化に関する科目群」「身体文化に関する科目群」「造形文化に関する科目群」の4科目群から成る。これらは、それぞれに卒業所要最低単位が設定された区分ではなく、「履修上の目安として」旧教育課程を踏襲するかたちで設けられた区分である。また、文化総合科目には、授業形態により、講義系科目であるⅠ類と、演習または実技系科目であるⅡ類とがある。

教養文化に関する科目群は、「大学生として、一市民としての必要な視野と教養を身につけ、総合的な判断力と批判的な能力を養うとともに、それぞれの専門分野における広い意味での基礎的能力を高めることを目的」とし、Ⅰ類を中心に授業科目を開設している。言語文化に関する科目群は、「高度化する現代文明の中であって、世界的な視野を開き、同時に専門教育を受けるうえでその基礎となる語学力を高めることを目的」とし、Ⅱ類を中心に授業科目を開設している。身体文化に関する科目群は、普遍化・多様化しライフステージの中でとらえられるように変化した現代スポーツへの理解を深めることを目的とし、Ⅱ類を中心に授業科目を開設している。造形文化に関する科目群は、「美術・デザイン・建築の専攻領域における共通基盤となる専門能力を養う」ものであり、Ⅰ類を中心に授業科目を開設している。また、この科目群は、「教育の専門細分化によって起こりがちな欠陥を取り除き、広い専門的視野を開くとともに、教養文化に関する科目と造形専門科目とをつなぐものとして位置づけることによって、本学の授業科目全体を有機的に機能させることを目的」としている。

文化総合科目の履修に当たって、学科に応じてその専門的学習の観点から、特定の授業科目の履修を指定もしくは推奨している。

履修の指定・推奨の例（『科目履修ガイドブック2004』による）

日本画学科—「西洋美術各論 I～VIII」「日本美術各論 I-1～III-2」「東洋美術各論 I-1～II」の中から 2 科目（4 単位）以上を履修しなければならない。

油絵学科—「西洋美術各論 I～VIII」「日本美術各論 I-1～III-2」「東洋美術各論 I-1～II」の中から 2 科目（4 単位）以上を履修しなければならない。

彫刻学科—「西洋美術各論 I～VIII」「日本美術各論 I-1～III-2」「東洋美術各論 I-1～II」の中から 2 科目（4 単位）以上を履修しなければならない。

視覚伝達デザイン学科—「デザイン史 I・II」を 1 学年で、「写真概論 A」または「写真概論 B」を 2～3 学年で履修することが望ましい。

工芸工業デザイン学科—「色彩学 I」「色彩学 II」（4 単位）を 1 年次で履修することが望ましい。

建築学科—「日本建築史 I・II」「西洋建築史 I・II」「近代建築論 I・II」の中から 4 科目（8 単位）を履修しなければならない。

基礎デザイン学科—「論理学 I・II」及び「数学概論 I・II」又は「幾何学概論 I・II」「位相論 I・II」を履修することが望ましい。

造形総合科目には、対象とする学生に応じて、専門と異なる領域や他の教育単位が担当する授業を履修する I 類と、領域や教育単位を問わず全学を対象とした II 類とがある。I 類は、「履修すべき学年が指定されており、その指定された学年に単位を修得しないと、次の学年に進級できない」必修または選択必修科目であり、II 類は、「原則的に履修すべき学年は指定されない」。ともに、「各専攻領域に囚われず、幅広く造形に関する能力を総合的に培う」ことを目的としている。

学科別科目は、専攻する学科ごとに編成されており、指定された学年に単位を修得しないと次の学年に進級できない必修または選択必修科目である I 類と、指定された学年に単位を修得できなくても進級には直接影響しない科目である II 類とがある。

自由選択枠は、「自主的な選択に基づく幅広い視野での学習」を目的としている。「文化総合科目」「学科別科目」の所定の単位数を満たしたうえで、さらに自由に選択して履修した文化総合科目、造形総合科目 II 類、学科別科目 II 類（選択）、他大学単位互換科目の単位を卒業所要単位として算入するものである。また「教職に関する科目」と「博物館に関する科目」からも、あわせて 12 単位まではここに参入することができる。これは、平成 15 年度から実施されたカリキュラム改革以前には選択科目として学科ごとに 12～16 単位で設定されていたものが、カリキュラム改革における「選択の幅の拡大に対応して新たに（中略）大きなウエイトで設置」されたものである。

これらに加えて、教員免許状（中学校教諭 1 種〈美術〉および高等学校教諭 1 種〈美術・工芸〉〈情報〉）を取得するために履修しなければならない科目として、教

職に関する科目を開設している。また、学芸員資格を取得するために履修しなければならない科目として、博物館に関する科目を開設している。

[点検・評価]

文化総合科目における4科目群の編成は、人文・社会・自然などの学術や語学、スポーツ、美術・デザインの歴史や理論といった、多様な領域の知識を提供したり能力を高めることを教育の主たる内容としている点で、学則第1条における造形学部の教育目的、とりわけ「広く知識を授け」「教養の高い」人材を育成するという事項に対応したものである。このうち、文化総合科目における教養文化に関する科目群および造形文化に関する科目群については、カリキュラム上の位置づけは明らかであるが、科目群の範囲や科目群を構成する授業科目の領域を、より具体的に示すことが望まれる。

造形総合科目の授業科目の編成は、I類科目において学生が所属する学科と異なる領域や、異なった観点からの教育を受ける機会を確実にし、II類科目において希望に応じてさらにその機会を確保できるような履修方法をとっている点で、「美術とデザインと総合的にとらえ、造形という概念のもとに、全学一体となった教育・研究を展開しよう」という、造形学部開設時の背景となった理念に対応したものである。

学科別科目におけるI類・II類の編成は、各学科ごとにその専攻に関わる授業科目を配置している点、また主要な科目はI類科目として学年に応じた確実な履修を図りながら、II類科目として専攻内における多様な領域や観点の反映を図っている点で、学則第1条における造形学部の教育目的、とりわけ「深く専門の技能、理論及び応用を教授研究」するという事項に対応したものである。

文化総合科目と造形専門科目との関連については、造形文化に関する科目群が教養文化に関する科目群と造形専門科目とをつなぐものとして位置づけられていることによって、教育課程上の体系化が図られている。これは、同科目群が、旧教育課程における「共通専門科目」を引き継いでいるためであるが、しかし、この位置づけについて『科目履修ガイドブック2004』では簡略な記述があるのみであり、これらの教育内容が「つなぐ」役割をどのように担っているのか具体的な説明が見られない点は、これらが授業科目全体の有機的な働きの促進を目的としたものであることから重要であり、改善が望まれる。

自由選択枠は、教育課程の体系性を損なわない範囲で、科目選択における学生の自主性を尊重し、それによる視野の拡大を意図している点で、学則第1条における造形学部の教育目的、とりわけ「人格の完成を図り」「個性豊かな」人材を育成するという事項に対応したものと見なすことができる。しかし、教育課程全体におけるその位置づけについては、より具体的に示すことが望ましい。

文化総合科目の履修にあたって、学科によってその専門的学習の観点から、特定の授業科目の履修を指定もしくは推奨していること、また造形総合科目におけるI類・II類の編成によって、学科で専攻する領域を補完する履修を図っていることは、教育課程の体系性を踏まえて3科目区分の関連づけを図るものであり、評価できる。

しかし、文化総合科目の学科による指定・推奨については、授業科目名が挙げられているのみで、その授業科目を指定・推奨する理由について、それぞれの学科の専攻と関連づけた記述がとくに見られない点は、再点検が望まれる。

#### [改善・改革方策]

文化総合科目の「教養文化に関する科目群」および「造形文化に関する科目群」について、その科目群の範囲や科目群を構成する授業科目の領域をより具体的に示すには、これらの科目群に関わる教育単位において、現行の授業科目の特色や相互の関連を整理し、その内容を今後『科目履修ガイドブック』において個々の授業科目説明に先立って提示するなどの方法が考えられる。

「造形文化に関する科目群」の、「教養文化に関する科目群」と「造形専門科目」とをつなぐ役割の説明については、「造形文化に関する科目群」に関わる教育単位で現行の授業科目をもとに「教養文化に関する科目群」や「造形専門科目」との関連性を整理した上で、「教養文化に関する科目群」および「造形専門科目」に関わる教育単位の代表者を交えた協議の場で、相互の関連のあり方を検討していくなどの方法が考えられる。

文化総合科目の学科による指定・推奨の理由説明については、各学科の教育単位においてその指定・推奨の理由をあらためて確認し、それを今後『科目履修ガイドブック』において明示していくなどの方法が考えられる。

### A群 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

#### [現状把握]

ここでは「基礎教育」を、一般教養教育と、専門の学芸である美術・デザイン・建築等の造形に係わる専門基礎教育とを包括した、主として1～2年次を対象とした教育を指すものと捉えた上で、その位置づけを検証する。

一般教養教育としては、旧教育課程の「一般教育科目」を引き継ぐかたちとなった「文化総合科目」における「教養文化に関する科目群」がこれに該当する。これについては、一般教養的授業科目の編成に関する項目で扱う。

学部共通の専門基礎教育としては、カリキュラムの体系性に関する項目で触れた文化総合科目における「造形文化に関する科目群」、ならびに1～2年次を対象に開設された造形総合科目 I類がこれに該当する。

文化総合科目における「造形文化に関する科目群」では、I類科目として、美術、デザイン、建築など造形諸領域における基礎的な歴史・理論を内容とする科目を開講している。科目名においても、「西洋美術史概説 (I-1, I-2, II, III-1, III-2, IV-1, IV-2, V)」8科目 (各2単位・計16単位)、「日本美術史概説 (I-1, I-2, II-1, II-2, III-1, III-2, IV-1, IV-2)」(各2単位)、「東洋美術史概説 (I-1, I-2, II-1, II-2, III, IV)」(各2単位)、「西洋建築史 (I, II)」(各2単位)、「日本建築史 (I, II)」(各2単位)、「西洋工芸史 (I, II)」(各2単位)、「日本工芸史 (I-1, I-2, II-1, II-2)」(各2単位)、「デザイン史 (I, II)」

(各2単位)のように、「～史」「～概説」「～概論」などの語が付されたものが多い。

造形総合科目I類は、すべての学生が絵画・彫刻・デザインから専門と異なる領域を必修として履修する「I類必修科目」と、他の領域または同一領域で他の教育単位が担当する授業を必修として選択する「I類選択必修科目」とで構成される。I類必修科目は、「絵画I」「彫刻I」「デザインI」の3科目(各2単位)が開設され、学科に応じて1年次前期から2年次前期にかけて、このうちから2科目(計4単位)を修得する。日本画学科と油絵学科では彫刻とデザインを、彫刻学科では絵画とデザインを、その他の学科では絵画と彫刻を履修する。I類選択必修科目では、それぞれの学科が1年次後期に各2期(1期3~4週)ずつ科目(各2単位)を開設しており、学生は自分の学科が開設している期と同じ期に1科目ずつ、計2科目(4単位)を履修する。

このような造形総合科目の開設の前提には、大学として今後の社会状況に対応すべきなのは「自己の価値観と判断によって対応できる人間を育てること」であるという認識のもとに、そのことを「現在のはなはだ特化した専門分野に重点を置く大学教育」ではなく、「さまざまな領域の基本的かつ基礎的な内容を総合的に充分学ぶこと」でもって実現しようとする、カリキュラム改革案の基本理念がある。このカリキュラム改革案では「基礎」について、「各領域の根源的・本質的な内容」であり、「専門領域における特殊な技術や知識によらない、平明でありながらもその領域の本質部分を体験出来る内容」と説明している。そしてその学習は学生にとって、「異なる価値観にふれることであり、自己の未知なる能力を発掘する契機」となり、「自己の専門領域に通底する部分への確信を深める」ことになると、自己を形成する上での効果が期待されている。

次に、「倫理性を培う教育」については、ここでは、倫理に関する学問としての倫理学を授業科目として設けること、あるいは学生が自らの倫理的な能力を高める機会が教育課程において設けられていることを指すと捉えた上で、その位置づけを検証する。

本学では、倫理学ないしそれに直接相当する授業科目はとくに設けられてはいない。関連する授業科目では、デザイン情報学科の学科別科目として「情報社会倫理論」が開設されている。また、文化総合科目の「法学I」では「表現の自由」、「法学II」では「知的財産法」を主題として取り上げ、表現活動と社会的規範との関係について扱っている。

倫理性を培う教育についても、現行の教育課程において特段の位置づけは行われていない。なお、学科の教育目標として、視覚伝達デザイン学科では「倫理観をもつデザイナー」(「武蔵野美術大学の教育目標」)、建築学科では「人間環境に責任ある姿勢を持った人材」の育成が謳われている。

#### [点検・評価]

教育課程における基礎教育については、長期にわたる検討の結果実施されたカリキュラム改革の柱の一つである造形総合科目が基礎教育の改善を意図したものであることから、基礎教育を重視する姿勢の現れとして評価できる。しかし、それまで

の本学における基礎教育の形態を大きく変えたものであるとともに、実施から日が浅いだけに、その実施状況や成果を不断に検証して、さらなる改善に努めることが望まれる。とりわけ、改革案において意図されていた「基礎」の性格に実際の授業科目の内容が沿ったものになっていることを確認していくことが必要である。異なる領域の学習を課すことと総合的な能力を育むこととを軽々に同一視しないことが重要である。また、造形総合科目の個々の授業内容を指示する表現の仕方が区々であり、名称から具体的な教育内容が分かりにくいものがあることは、造形総合科目としての一体性が見えにくい点や、専攻外の学生には意味が分かりにくい点で、改善が望まれる。

倫理性を培う教育については、これを豊かな人間性の涵養に通ずるものと解すれば、「人間的自由」への到達という本学の教育理念にそれへの希求が込められており、授業科目全体で担っているともいえるが、一部の学科の教育目標として指摘されるにとどまり、教育課程上の位置づけとして特段の考慮が図られていない点は、改善が望まれる。

#### [改善・改革方策]

造形総合科目の実施状況や成果を検証することについては、教務学生生活委員会、カリキュラム委員会（平成17年度より設置）、もしくは実際に造形総合科目を開設している学科の代表者による運営のための協議の場を設け、そこにおいて恒常的な検討課題として取り扱っていくことが望ましい。また、授業内容の表現についても、こうした検討の場で協議し、標準化を図って行くことが望まれる。

倫理性を培う教育の教育課程上の位置づけにあたっては、第一に、学校教育法第52条における「道徳的能力」や学則第1条における「人格の完成」とはいかなるものであるのか、とりわけ美術及びデザインの領域におけるその意味について明晰な洞察を持つことが必要である。その際、美術やデザインなどの造形活動をめぐって、道徳的価値や判断に関わる問題が今日どのように存在しているのかを把握するとともに、そうした問題の解決のために、それに向けたどのような能力や教育が必要とされるのか、教育課程編成において具体的にどのような点が考慮されるべきであるのかについて、十分な検討を行うことが必要である。

造形を専攻とする学部であることから、倫理性の涵養の機会を、独立した授業科目のほか、一般の学習の場において設ける工夫をすることも期待される。例えば、作品の講評批評においては、自己の制作意図を主張するのと同様、他者をもまた一箇の制作者・表現者として尊重し、気づかう姿勢が求められる。また、グループによる制作は、リーダーシップや他者との関係、メンバーの一員としての役割などを通して、社会的な問題の解決に向けた理解と経験を育む場となり得る。その一方で、美術やデザインの教育それ自体が、他の領域の教育に比して、人間性や倫理観を高める特段の働きを持つのではないことに、十分に留意することが重要である。さらに、人格の形成や個性の発見に対する、大学教育の関与については、実際に教育として提供可能な範囲に踏みとどまる慎重さが求められる。

これらの検討には、平成17年度より設置されたカリキュラム委員会の各部会にて

議論を行い、今後の位置づけの参考とするなどの方法が考えられる。

B群 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性

[現状把握]

平成15年度から実施されたカリキュラム改革以前には、専門教育的授業科目は、学科別専門教育科目として学科ごとに編成していた。学科別専門教育科目の卒業所要最低単位は学科によって異なり、48～88単位としていた。

カリキュラム改革によって、専門教育的授業科目は、造形専門科目の中の学科別科目として位置づけることとなった。これらは、既述のように進級条件に応じてI類とII類に分けられ、またこれと別に卒業制作（学科により卒業論文・卒業研究）を必修として課している。学科別科目の卒業所要最低単位は学科によって異なり、42または52単位である。

科目は、講義を主とする科目、演習を主とする科目、実技を主とする科目からなる。「それぞれの専門領域における理論的基礎の形成と表現の方法論の確立から、段階を追ってより専門的な領域へと」進められていくよう課程を構成している。

日本画学科では、専門技法と空間性を習得し、伝統を現代の表現として創造する人材の育成を教育目標に謳っている。学科別科目は1年次に素材・用具の習得と植物写生や人体デッサン、古典模写などを行い、2年次に動物写生や伝統技法学習が加わる。3年次は風景制作や自由制作で各自の表現を発展させる段階とし、4年次に大画面制作と取り組むよう、授業科目が構成されている。

油絵学科では、絵画を中心にさまざまな表現形式に目を向けながら、内面の掘り下げと時代感覚、表現力をもった人材の育成を教育目標に謳っている。学科別科目は1年次に基礎練習を通して描くことの問い直しを行い、2年次には制作を美術史の流れの中で考えることが強調される。3年次はコースに分かれて専門的表現の準備段階に入り、4年次は卒業制作に向けて制作活動の上昇が図れるよう、授業科目が構成されている。

彫刻学科では、異なる工房を横断することで創造を模索し、社会に発信する人材の育成を教育目標に謳っている。学科別科目は1～2年次を基礎課程と位置づけて、多様な表現を試みながら教員との議論を通して自身の興味を展開させることを目的とする。3～4年次は専門課程として、表現のビジョンの追求と素材別工房とを組み合わせることで、社会性を取り込んだ新しい動きが発信できるよう、授業科目が構成されている。

視覚伝達デザイン学科では、感性に訴える技術に裏づけられた美意識と国際的・横断的な視野・倫理観をもつデザイナーの育成を教育目標に謳っている。学科別科目は1年次で「感覚の調和のなかに視ることが位置づいていること」を学び、2年次に「デザインプロセスやメディア特性を演習しながらヴィジュアルコミュニケーション理論や形態原理」を学ぶ。3年次は「社会のなかでのデザインの役割」を学び、4年次は「社会的視点にたった個性と美的感性の確立」が図れるよう、授業科

目が構成されている。

工芸工業デザイン学科では、インダストリアルデザイン、インテリアデザイン、クラフトデザインの学習を通し、広い知識と問題意識をもった人材の育成を教育目標に謳っている。学科別科目は1年次から実習・演習の基礎学習を行い、2年次の半ばから専攻コースによる専門学習に移る。3～4年次、インダストリアルデザインでは多くの要素を整理し総合的にまとめる能力、インテリアでは居住環境をエレメント集積の構成として捉える能力、クラフトでは伝統技術を踏まえた柔軟な感性と造形感覚を養うよう、授業科目が構成されている。

空間演出デザイン学科では、セノグラフィデザイン、空間計画・空間構成、ファッションデザインを軸に、社会的洞察力の涵養や新たな価値観と豊かな環境の創造を教育目標に謳っている。学科別科目は、1年次に平面・立体・空間のデザイン技法を、2年次に多様なメディアの複合を学ぶ。3～4年次はゼミを中心に専門的実習と研究を進めるよう、授業科目が構成されている。

建築学科では、造形教育に主眼を置いて建築と周辺諸分野の制作機会を与え、環境に責任ある姿勢を持つ人材の育成を教育目標に謳っている。学科別科目は、1年次に基礎実習と講義、2年次に設計計画を主に設計の基本を学ぶ。3年次は生活・建築・環境の3専攻に分かれて設計計画を学び、4年次にそれまでの学習の成果を大成できるよう、授業科目が構成されている。

基礎デザイン学科では、横断的・学際的視点での教育によって、専門デザイナーではない他領域との関連で活動する人材の育成を教育目標に謳っている。学科別科目は、デザイン論と記号論を柱とする。1～2年次にデザイン方法論を学びながら各自のテーマ追求に取り掛かり、3～4年次の関連諸理論によって視野を拡大しながら、4年次の卒業論文・制作に向けてテーマと方法論が深まるよう、授業科目が構成されている。

映像学科では、写真表現と映像表現をともに学ぶ総合的な映像教育をベースに、専門的な映像制作者の育成を教育目標に謳っている。学科別科目は、1年次に映像の本質の考察と技法の基礎を、2年次に高度なテーマの考察と専門技法の学習を行う。3年次に専門形式の選択肢が設けられ、4年次にゼミでの学習を通して多彩な局面に対応できるよう、授業科目が構成されている。

芸術文化学科では、社会を読み解き表象文化を研究することで、新たな視点で文化環境を形成する人材の育成を教育目標に謳っている。学科別科目は、1年次に芸術諸ジャンルの実践とその背景理解の方法を学習、2年次に文化状況の実態把握とマネジメントの研究を行う。3年次にアート・マネジメントの応用を学びつつゼミが開始され、4年次に各自のテーマが十分掘り下げられるよう、授業科目が構成されている。

デザイン情報学科では、デザインと情報構築によって、アートとデザインの枠組みを越えた表現を担う人材の育成を教育目標に謳っている。学科別科目は、基礎造形的アプローチのための理論・演習科目群、テクノロジー／メディア／社会科学の基礎理論科目群、表現研究に関する演習科目群のもと、これらを統合的に捉えられるよう、授業科目が構成されている。

[点検・評価]

「専攻に係る専門の学芸」を教授する専門教育的授業科目が、専攻を異にする学科ごとに学科別科目として開設され、42単位または52単位の修得が卒業所要単位として定められている点は、「深く専門の技能、理論及び応用を教授研究」という造形学部の教育目的、および「深く専門の学芸を教授研究」という学校教育法第52条の規定に適ったものである。

学科別科目の編成にあたっての考え方は、学科によって大きく異なっている。これは、それぞれの専攻における「技能、理論、応用」の具体的な捉え方や、それを踏まえた1年次から4年次にかけての教育内容の段階的な展開の方法が、当該領域の特色に応じて様々なためであると理解できる。例えば、導入の段階で素材の理解や技法の習得に多くの学習を要する分野がある一方で、感性的な判断力や問題発見の視点がとりわけ重視される分野もある。それゆえ、単一的な科目編成の仕組みをすべての学科に適用することは困難であるが、各学科では当該の専攻分野において要求される能力を育成することを念頭に、学科別科目の編成が図られていることが読み取れる。しかし、各学科の教育目標は、学科別科目編成の指針となる重要なものであるにもかかわらず、現状では学科によって記述の要点が区々であるとともに、抽象的・概念的な表現が多く、学科相互の共通点や相違点がそれによって明らかになるような記述として十分に整理されていない点は、改善が望まれる。

学科別科目の編成と当該分野の体系性との関係についても、学科によって大きな違いがある。例えば、その名称自体が造形の一分野としてすでに確立している学科の場合は、歴史的に形成された領域区分や教育体系との関連が強く見て取れるが、新たな領域の形成がその設置の狙いに含まれている学科においては、既存の学問分野の反映という性格は低く、むしろ科目編成を通して体系性を構築していこうとする性格が強い。いずれの場合においても、学科別科目における体系性と当該領域の今日的な状況との関連について、『科目履修ガイドブック』などの教育内容を説明する要項において具体的な説明がとくに見られない点は改善が望まれる。

[改善・改革方策]

各学科の教育目標については、今後の教育課程の改善のほか自己点検・評価活動においても不可欠な事項であるので、自己点検・評価委員会の本委員会において各学科の教育目標記述のあり方を検討し提示した上で、それを踏まえて各学科の教育単位において「目標」の改訂を行うなどの方法が考えられる。その際、大学や学部の理念・目的との関連性に配慮するとともに、他学科との共通面や相違面が具体的に理解できるようにし、さらに実際に学習が可能な事項、教育の直接的成果として達成可能な範囲を明らかにすることが重要である。またこの教育目標と実際の授業科目編成との関連についても、『科目履修ガイドブック』における記述の形式を標準化するなどして、分かりやすい説明を図っていくことが望ましい。

い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

#### [現状把握]

造形学部では、「美術を技術的専門性だけではなく、総合的な人間形成をもって成るものと考えた」大学の教育理念、および「広く知識を授け」「教養の高い」人材を育成するという造形学部の教育目的に基づき、一貫して一般教養教育を重視し実施してきた。

平成 15 年度から実施されたカリキュラム改革以前には、旧・大学設置基準において定められていた授業科目区分にもとづき、卒業所要単位を定めていた。一般教育科目を人文の分野、社会の分野、自然の分野の 3 分野に区分し、それぞれ 8 単位、合計 24 単位を卒業所要単位としていた。また、履修学年は指定していなかった。さらに、それを超える履修についても、ほかに外国語科目、共通専門教育科目の中から 12 単位までを卒業所要単位に算入できるよう編成していた。カリキュラム改革以前、開設されている授業科目は、人文の分野 11 科目（各 4 単位）計 44 単位、社会の分野 7 科目（各 4 単位）計 28 単位、自然の分野 7 科目（各 4 単位）計 28 単位であった。学生の履修の機会を保障するため、午前と午後に同一科目を設置することを原則としていた。また、授業形態は講義科目のみであった。

カリキュラム改革によって、これらの一般教育科目を、文化総合科目における「教養文化に関する科目群」として位置づけ、この科目群をもって教育課程における一般教養教育の役割を担うこととした。改革に際して、人文、社会、自然の 3 分野区分を廃止した。卒業所要単位は他の科目群を含めた文化総合科目として学科に応じて 40 または 50 単位とし、それを超える履修についても、ほかに造形総合科目 II 類、学科別科目 II 類（選択）、他大学単位互換科目の中から 24 単位までを卒業所要単位に算入できるよう編成している。履修学年を指定していない点は、改革前と同様である。

また、カリキュラム改革によって、文化総合科目については半期制（セメスター制）が導入され、前期と後期に同一科目を設置し、午後には別の科目を設置するなど、多様な対応が可能となったことにより、一般教育に該当する授業科目の開講科目数・総単位数が増加した。教養文化に関する科目群は、講義系科目である I 類としては、人文科学分野 35 科目（各 2 単位）計 70 単位、社会科学分野 22 科目（各 2 単位）計 44 単位、自然科学分野 23 科目（各 2 単位）46 単位を開設している。演習科目である II 類としては、人文科学分野 8 科目（各 2 単位）計 16 単位、社会科学分野 7 科目（各 2 単位）計 14 単位、自然科学分野 8 科目（各 2 単位）16 単位を開設している。

#### [点検・評価]

カリキュラム改革、とりわけ半期制の導入によって、科目数や総単位数が増加し、より多様な内容の授業が開講され、履修の選択の幅が広げられた点は評価される。また、原理的には教養文化に関する科目群の単位を修得しなくても卒業所要単位を充足できるようになったが、文化総合 I 類の卒業所要最低単位として 24 単位が課せ

られ、これの大半が教養文化に関する科目群および造形文化に関する科目群によって占められていること、また卒業所要最低単位における自由選択枠として 24 単位が課せられ、実際の開講状況によってその大半が文化総合科目によって占められることから、一般教養的能力の育成に向けて、カリキュラム改革以前とほぼ同等の単位数が充てられている点も評価される。

しかし、実際の授業の開講状況や学生の履修状況を正確に把握するとともに、それがカリキュラム改革の趣旨と一致しているかといった点についての継続的な検証が望まれる。

#### [改善・改革方策]

授業科目の実施状況については、教務学生生活委員会やカリキュラム委員会（平成 17 年度より設置）において検討課題として扱っていくことが望ましい。また「教養」という語は、特定の知識や振る舞い、批判的思考などを含む判断能力、あるいは徳のような人格上の性質を指すなど、多義的であるので、授業科目編成上の配慮をより適切なものにしていくために、こうした検討の場を通して、本学の教育における教養の捉え方をより明確化していくことが重要である。

B 群 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

#### [現状把握]

平成 15 年度から実施されたカリキュラム改革以前には、旧・大学設置基準において定められていた授業科目区分にもとづき、卒業所要単位を定めていた。外国語科目は、第 1 外国語として 8 単位を卒業所要単位とし、1・2 学年での履修を指定していた。8 単位を超える履修については第 2 外国語として、ほかに一般教育科目、共通専門教育科目の中から 12 単位までを卒業所要単位に算入できるよう編成していた。また、カリキュラム改革以前、開設されている言語は、英語、フランス語、ドイツ語、日本語であった。

カリキュラム改革によって、これらの外国語科目を、文化総合科目における「言語文化に関する科目群」として位置づけ、この科目群をもって教育課程における外国語教育の役割を担うこととした。卒業所要単位は他の科目群を含めた文化総合科目として学科に応じて 40 または 50 単位とし、それをを超える履修についても、ほかに造形総合科目 II 類、学科別科目 II 類（選択）、他大学単位互換科目の中から 24 単位までを卒業所要単位に算入できるよう編成している。これに伴い、外国語科目における履修学年の指定は廃止された。

また、カリキュラム改革によって、半期制が導入されたことにより、外国語教育に該当する授業科目の開講科目数・総単位数が増加した。開設している言語の種類が増加するなど（イタリア語、中国語、韓国語、ラテン語が新たに加えられた）、履修上の選択肢が広がった。

平成 13 年度に、英語をネイティブとする専任教員が 1 名着任した。また、平成

15年度から新たに開設された韓国語および中国語では、すべての授業をネイティブの講師が担当している。

#### [点検・評価]

カリキュラム改革、とりわけ半期制の導入によって、科目数や総単位数が増加し、より多様な内容の授業が開講され、履修の選択の幅が広げられた点は評価される。また、原理的には外国語科目の単位を修得しなくても卒業所要単位を充足できるようになったが、文化総合科目 II 類の卒業所要最低単位として 16 単位が課せられ、実際の開講状況によってその大半が言語文化に関する科目群および身体文化に関する科目群によって占められることから、外国語能力の育成には、カリキュラム改革以前とほぼ同等の単位数が充てられている点も評価される。

扱う言語の拡大、とりわけ韓国語や中国語などアジア地域の言語が新たに開設されたことは、大学の国際交流状況や美術・デザインの今日的状況に対応したものであり、「高度化する現代文明の中にあって、世界的な視野を開き、同時に専門教育を受けるうえで基礎となる語学力を高めることを目的」とし、造形学部の教育目的である「広く知識を授け」人材を育成するという事項に対応したものとして評価される。

しかし、実際の授業の開講状況や学生の履修状況を正確に把握するとともに、それがカリキュラム改革の趣旨と一致しているか、実際的な語学力の向上につながっているかといった点についての継続的な検証が望まれる。

#### [改善・改革方策]

授業科目の実施状況については、教務学生生活委員会やカリキュラム委員会（平成 17 年度より設置）において検討課題として扱っていくことが望ましい。また今日、社会における外国語教育の場がきわめて広がっているだけに、大学における外国語教育の固有の役割を高めていくことが重要である。そのためには、こうした検討の場を通して専門教育を担う各学科との連携を図り、「専門教育を受けるうえでその基礎となる語学力」をより具体的に捉えていくことが重要である。

B 群 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

#### [現状把握]

造形学部では全学科において、卒業所要単位を 124 単位としている。

卒業所要単位は、学則別表 履修方法第 1 項によって学科に応じ、文化総合科目、造形総合科目、学科別科目と、これらの 3 科目区分から選択する自由選択枠にそれぞれ定めている。

文化総合科目は学科に応じて 40 または 50 単位、造形総合科目はすべての学科で 8 単位、学科別科目は学科に応じて 42 または 52 単位、自由選択枠はすべての学科で 24 単位である。

教育内容・方法等

旧カリキュラムの場合と新カリキュラムの場合との対照を、平成14年度および15年度入学生を例に、以下に示す(表1)。

<表1>

学科別の教育課程単位数(平成14年度入学生)												学科別の教育課程単位数(平成15年度入学生)											
	日	油	彫	視	工	空	建	基	映	芸	情		日	油	彫	視	工	空	建	基	映	芸	情
卒業所要最低単位数	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	卒業所要最低単位数	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124
一般教育科目	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	文化総合科目	50	50	50	40	40	40	40	40	40	40	40
人文	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	I類	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
社会	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	II類	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
自然	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	I類またはII類	10	10	10								
外国語科目	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	造形専門科目	50	50	50	60	60	60	60	60	60	60	60
第1	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	造形総合科目	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
第2												I類	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
保健体育科目	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	必修	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
共通専門教育科目	28	28	28	16	16	16	16	16	16			選択必修	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
学科別専門教育科目	48	48	48	60	56	60	60	60	60	88	88	II類											
I類	42	42	42	40	44	44	20	48	44	30	26	学科別科目	42	42	42	52	52	52	52	52	52	52	52
必修	26	20	30	24	18	22	20	40	26	30	26	I類	36	36	36	32	40	36	16	40	36	34	34
選択必修	16	22	12	16	26	22		8				必修	30	16	30	18	12	16	16	28	18	34	34
選択									18			選択必修	6	20	6	14	28	20		12			
II類				14	6	10	34	6	10	52	56	選択								18			
必修				12	6	4	16			8	8	II類				14	6	10	30	6	10	12	12
選択必修				2			6					必修				12	6	4	14				
選択						6	18		10	44	48	選択必修				2				6			
自由												選択						6	16		10	12	12
卒業制作・論文・研究	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	卒業制作・論文・研究	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
選択履修	12	12	12	12	16	12	12	12	12			自由選択枠	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24

[点検・評価]

新教育課程において卒業所要総単位数に占める各授業科目区分の量的配分が適切・妥当なものであるかどうかを検証するには、それまで運用され実効性が確かめられて来た旧教育課程と比較することが重要な観点となろう。

旧教育課程において「一般教育科目」「外国語科目」「保健体育科目」「共通専門教育科目」として位置づけられていた科目の範囲は、新教育課程における「文化総合科目」にほぼ該当するものである。旧教育課程におけるこれらの科目の単位数は、日本画学科・油絵学科・彫刻学科では合計64単位、視覚伝達デザイン学科・工芸工業デザイン学科・空間演出デザイン学科・建築学科・基礎デザイン学科・映像学科では合計52単位、芸術文化学科・デザイン情報学科では36単位であった。新教育課程における文化総合科目の単位数は、日本画学科・油絵学科・彫刻学科では50単位、その他の学科では40単位である。

芸術文化学科とデザイン情報学科の2学科を除いた9学科については、旧教育課程における「選択履修」12単位が新教育課程における「自由選択枠」24単位になった点を含めても、それまでの「学科別専門教育科目」の単位数が「造形総合科目」と「学科別科目」とからなる「造形専門科目」の単位数に相当することからすれば、授業科目の量的配分は極端な変動なくほぼ継承されたと見なされる。

芸術文化学科とデザイン情報学科については、旧教育課程での「学科別専門教育科目」の単位数が88単位であり、いっぽう新教育課程での「造形専門科目」の単位

数が 60 単位であることから、今回の改革が単位の量的配分の上で大きな変化であったことがうかがえる。

この 2 学科は教育内容の点で、制作を主とする他の学科に対してより学問的・研究的志向が強いこと、その関連で「学科別専門教育科目」においても II 類の割合が高く、それらが主に「共通専門教育科目」に属する授業科目から充当されていたことを考え併せると、旧教育課程では「学科別専門教育科目」が占めていた単位のかなりの部分が新教育課程では「文化総合科目」と「自由選択枠」とに吸収することで、他の 9 学科との量的配分上の差異を縮めたものと見なされる。

これによって、それまで学科により卒業所要最低単位の設定が共通専門教育科目および学科別専門教育科目において大きく異なっていた点が、文化総合科目と造形専門科目との 2 つの軸によって整理され、卒業所要単位の量的配分における学部としての共通性が高められたことは評価される。これは、学科間での転科を円滑に行う上でも適切であろう。

しかし、こうした教育課程の改編による実際の履修状況や、そこでの専門教育・一般教育・外国語教育の度合については、改革の前後の変化を把握できるような詳細な調査研究が望まれる。また、卒業所要総単位に占める各科目区分の単位の量的配分について、『科目履修ガイドブック』等においてその前提や考え方の説明が見られない点は改善が望まれる。

#### [改善・改革方策]

単位の量的配分の適切性については、所管の教務課において履修状況の分析を行った上で、教務学生生活委員会やカリキュラム委員会（平成 17 年度より設置）において継続的に検討課題として扱っていくことが望ましい。また専攻領域を同じくする他大学の学部・学科におけるこれらの配分状況を把握するとともに、将来的に卒業所要単位の構成が変更されることを見越した、そのための判断基準や方法を整備していくことが求められる。

### B 群 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

#### [現状把握]

文化総合科目の実施には、一般教育、外国語、保健体育、美学美術史の 4 研究室が当たっている。

授業運営の事務は、教務部教務課が所管している。

造形総合科目の指導は、I 類必修科目については科目に応じて、おもに共通絵画・共通彫塑・共通デザインの 3 研究室が当たっている。I 類選択必修科目については科目と開設期に応じて、日本画・油絵・彫刻・視覚伝達デザイン・工芸工業デザイン・空間演出デザイン・建築・基礎デザイン・映像・芸術文化・デザイン情報の 11 学科研究室と、先述の共通絵画研究室が当たっている。II 類科目については科目に応じて、共通絵画・共通彫塑・コンピュータ演習・日本画・版画・彫刻・視覚伝達デザイン・工芸工業デザイン・空間演出デザイン・建築・基礎デザイン・映像・芸

術文化・デザイン情報の各研究室が当たっている。

文化総合科目および造形総合科目の実施にあたっては、教務学生生活委員会およびその下に設けられた教育課程検討専門委員会が全体的な検討および調整を行っている。なお、教務学生生活委員会での議論をもとに、平成17年度からは、教育課程全体の検討・調整・編成を恒常的に行う仕組みとして、全教育単位の代表者によって構成されるカリキュラム委員会が設置された。これに伴い、「武蔵野美術大学カリキュラム委員会規則」が制定され、平成17年4月1日より施行された。

#### [点検・評価]

授業の実施にあたって、それぞれの授業科目の内容を専門とする研究室およびそこに属する教員が指導にあたっている点は適切といえる。また、実施に当たる各研究室等の教育単位の代表者から構成される委員会を組織し、そこで継続的に検討・調整を行っている点、これを規則上に明確に位置づけた点は評価される。

しかし、文化総合科目や造形総合科目のように、複数の教育単位が関わる横断的な科目の実施にあたっては、それが単なる個別科目の寄せ集めではなく、それぞれの科目区分としての教育上の目標に沿って、統合的な運営を進めていくことが重要であることから、そのための適切な体制に向けて、さらなる工夫が求められる。

#### [改善・改革方策]

実施・運営体制については、現行の研究室体制を前提としつつも、その短所を補う方法や、それに代わるより適切な運営体制の可能性に関して、教務学生生活委員会やカリキュラム委員会（平成17年度より設置）において検討を行っていくことが望ましい。その場合、複数の教育単位にわたる授業科目を統合的に運営するための主導體制の確立、円滑なコミュニケーションの確保、周到な問題把握、データや経験の長期的な蓄積と活用といった面をより強化するような体制を探ることが求められる。運営の場が代表者による利害の調整に終わらない、問題解決に向けて一体的に機能する場となることが重要である。

事務所管については、平成17年度より行われている学務事務組織再編の検討の中で、よりの確で強固な体制作りが行われるべきである。

#### (カリキュラムにおける高・大の接続)

A群 学生が後期中等教育から高等教育への円滑な移行するために必要な導入教育の実践状況

#### [現状把握]

造形学部（通学課程）のカリキュラムは、各学科による「学科別科目」と全学生が絵画、彫刻、デザインから専門と異なる領域を実習する「造形総合科目」からなる「造形専門科目」および、教養、言語、身体、造形の各文化領域を選択履修する「文化総合科目」の2つからなっている。これらのプログラムは、造形学部11学科研究室をはじめ、共通絵画、共

通彫塑、共通デザイン、美学美術史、保健体育、外国語などの教育単位が母体となって運営されている。

このうち、造形総合科目は、専門分野だけでなく、造形の各分野を広く学ぶための授業科目で、造形総合「I 類科目」と造形総合「II 類科目」から構成されている。

I 類必修科目：すべての学生が絵画・彫刻・デザインから専門と異なる領域を必修として履修する。

I 類選択必修科目：他の領域または同一領域で他の教育単位が担当する授業を必修として選択履修する。

II 類科目：各学科が全学に向けて開設する科目を自由選択して履修する。

一方、後期中等教育では、中学校において「表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、美術の創造活動の喜びを味わい美術を愛好する心情を育てるとともに、感性を豊かにし、美術の基礎的能力を伸ばし、豊かな情操を養う」ことを目標として、1~3 学年まで教科「美術」が必修とされている。また、高等学校では、「芸術の幅広い活動を通して、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、芸術の諸能力を伸ばし、豊かな情操を養う」を目標として、「芸術」の中の「音楽」、「美術」、「工芸」、「書道」から選択必修とされている。しかし、時間数については専門導入の観点から、十分ではなく、とくに、高等学校では、学校間、個人間の履修時間が一定ではない。また美術に関連する内容が中心となる傾向があり、デザインの分野に進むための十分な内容が確保されているとは言いがたい状況がある。そのため、美術・デザインを大学で学ぶことを志望する生徒は、入学試験を受けるために、予備校などの補完的な学習を余儀なくされている。

文化総合科目は、全学年に開かれており、学年別の特徴は持たないこと、新・旧カリキュラムで共通する内容を持っていることから、この項目では、とくに専門分野のカリキュラムの学科別科目（1・2 年次）に限って、高・大の円滑な導入教育の特色を学科別に述べる。

**日本画学科**：日本画の基礎的な専門技法を習得し、日本独自の文化を背景とする伝統を現代の表現として展開、個性豊かに創造することを大学教育の目標に置いている。1 年次には、素材や用具とこれらに関わる基礎技法を学びつつ、植物写生を導入として、また、古典模写を通して線による表現を中心に学ぶ。2 年次には、動物の写生を端緒に自己の表現を模索し、人体制作による造形表現力の体得、古典模写により、日本画の線、空間認識の深化、さらなる伝統技法を学ぶ。

**油絵学科**：人間の最も根源的な表現活動、複雑な人間の諸相を受けとめる容器である絵画を中心に、派生する様々な表現様式に目を向け、表現活動を通して、各自が積極的な社会性を獲得し、芸術的な表現意欲を持ち、世界を豊かで拡がりのあるものと導き得るような人材の育成を目標とする。1 年次には、描くことおよびその問い直しでの基礎の構築を徹底して進め、絵画組成により絵画のための諸材料とその表現技法も学ぶ。2 年次では、1 年次から 3 年次の専門コースに分かれていく橋渡しとして、1 年次の基礎固めを深化させるとともに、美術史を参照することを重要視している。

**彫刻学科**：4 年間を通して、表現者としての覚醒、自覚の獲得を目標とし、1・2

年次では、造形的な基礎および自分自身の一貫した視線（ビジョン）を表現の基礎と考え、作ること、見ること、考えることを一つのこととしてとらえ、自身の興味をより独自の問題へと展開させることを主たる課題としている。当初から表現者として扱い、専門性をぶつけるような実習が中心となっている。

**視覚伝達デザイン学科**:旧教育課程を発展的に展開した3つの支柱を根幹に据え、自立した表現者を目標として、個人およびその主体性から、グループへの参加、集団の中での役割から社会と文化の共有に至るプロセスにおいてデザインと個性の関係を創造すること、ビジュアル・コミュニケーション・デザインに対して各自が如何なるビジョンを獲得するかを主要点と考えている。1年次では、「手で視る」、「眼で触れる」などの作業を多面的に学び個人を基礎にするアイデンティティの確認、自己の内面や外面的な感性開発を試みる。2年次では、個人と環境の接点とその発展をグループ作業に求めており、専門課程の入り口と位置付けている。

**工芸工業デザイン学科**:クラフト(CD)、インダストリアル(ID)、インテリア(INT)の専攻コースによる学習が2年次前期末から(4週間)開始されるため、1年次の目標は、より広い視野の養成を基本とし、全専任教員による実習と演習を特徴としている。

**空間演出デザイン学科**:テクノロジーや社会の動向を反映しつつ、新しい時代を常に見すえた造形表現に参加し得る人材の育成を目標とし、1年次には、平面から立体、そして空間へと展開するデザインの様々な技法の習得、2年次では、多様なメディアを複合する体験が展開される。

**建築学科**:建築における創造性は、思考力と技術という2極の上に築かれるものであるという認識のもとで、各自の個性の内に、2極を均衡させ練磨することが目標となる。1年次には、建築基礎の実習が中心となるが、視野を広げ、様々な個性に出会い、感性をはぐくむこと、2年時には設計計画を中心とする専門教育の基礎教育が展開される。

**基礎デザイン学科**:デザインの現場を広く社会的、文化的、心理的な文脈に求め、デザイン問題群の学際的な基礎付けやグランド(基礎)・デザインの追求を教育・研究の目標とする。デザイン思考やデザイン方法論の共通基盤をデザイン論(1年次から4年次まで)と記号論(2・3年次)を支柱に、1・2年次では形態論、色彩論などの各種方法論を共有のデザイン思考の基礎として、2年次以降の選択によって各デザインの問題群に接近し、自らの問題やテーマの発見が可能となるような展開をしている。

**映像学科**:映像という視点から、写真・映画・放送などを統合的に教育・研究するという理念のもとで、個々人のレベルで「映像を見る」、「映像を使う」、「映像を作る」という時代と情報化社会の中で映像が伝達や表現の中核となっていくという認識から、何故、何のためにという問いを発することは自分と向き合いかつ社会と向き合うこと、また、映像による表現や伝達においてはテクノロジーを学ぶとともに人間を忘れない繊細で鋭敏な感性を体得することが肝要であるとして、芸術全般に関する教養、人間や社会に関する洞察力および国際的感覚や技術に関する幅広い知識を身に付けることを期している。1年次は映像の基礎科目を配し、学年指定の

ない専門科目群を1年次からでも履修可能としていることが特徴的である。

**芸術文化学科**：幅広い分野の造形芸術を社会に根付かせプロモートしていく新しい芸術文化政策の専門家を養成し、領域を横断・統合するような新たな造形技術とアート／デザイン・マネジメントを研究する。そのため、教育プログラムは、芸術と造形美術をめぐる理論的研究を中心にした柱と造形活動の支援や環境創出、総合的企画立案・編集・デザイン政策能力の開発を目指す柱から構成されている。これらの相互的学習を横断的に支えるものとして「造形、メディア、プランニング」に関する演習・実習が配されている。1年次では、広範囲なジャンルの芸術の実践とその背景の理解の方法を学び、芸術学の基礎的学習からより深化した文化状況の実態を把握すること、表象文化全体を視野に入れた芸術学とマネジメントの研究を学ぶ。

**デザイン情報学科**：デザイン情報学は、新たな表現＝提案を通じて社会の関心のあるべき方向へリードする力を獲得するための理論と実践のためのフレームであり、このような取り組みを通して生活や社会環境を再編し、今世紀分化の可能性を探ることがその挑戦テーマであるとの認識のもとで、社会の変革にいち早く対応し、デザインを通じてその展開を積極的に支援する人材の育成を目標としている。1年次では、一般的な美術大学の基礎造形的アプローチに必須な理論と演習の他、デザイン情報学に関する概論とその基礎演習を配している。2年次では、情報表現とデザインテーマの研究という専門教育の基礎課程が置かれている。

#### [点検・評価]

各学科とも1・2年次を専門教育へ至る基礎課程としてとらえ、基礎の構築或いは再構築を、学科の専門性と表現者、歴史・社会を含めた広がりのある自立した人間形成の視点から進めている。高大の導入教育として十分な内容を持っていると考えられる。

#### [改善・改革方策]

本学の新カリキュラム改革の完成年度を待って、学科を超えた造形総合科目の高・大への円滑な導入における役割とその意義について、カリキュラム委員会（平成17年度より設置）などで検討することが望ましい。このことは、後期中等教育のみならず、日本における美術教育への本学の貢献と連携を模索し、発信していく課題と深く関わるものと考えられる。

(インターンシップ・ボランティア)

C群 インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステム実施の適切性

#### [現状把握]

本学におけるインターンシップは、正課外の学校行事「武蔵野美術大学 インタ

ンシッププログラム」として位置付けられている。専任教員と就職課職員から構成される進路指導専門委員会の企画のもとで、平成 11 年度に派遣先 6 企業・団体へ 11 名の学生を派遣してスタートした。平成 16 年度で 6 年目を迎える。

主たる狙いは、

1. 大学と社会の交流を目指す中で、学生が主体的な進路選択ができるよう進路指導の改善充実をはかること
2. 就業体験を通し、学生の職業観の情勢を帰するとともに、将来のキャリアに対するビジョンの確立の契機とし、かつ日常の学習の再点検の機会となさしめること

である。

派遣対象者は、本学造形学部 3 年生で、事前指導プログラムに参加し、最終的に派遣先担当教員による面接選考を通過したものであり、人数は 40 名程度を目標としてきた。

平成 11 年度から平成 15 年度の派遣先は、のべ 28 企業・団体になるが、本プログラム導入当初より、本学では、派遣先に下記の 9 つの領域を設定し、受け入れ先を開拓するための指針としている。

- ①ものづくりのデザインと技術を通して社会に貢献できる領域
- ②文化活動の企画・運営に役立つ領域
- ③人と人、人と技術を深化させる領域
- ④創造的視点が社会福祉や生涯学習と連結する領域
- ⑤地域文化の振興に密着する領域
- ⑥自然環境と人間の調和を求める領域
- ⑦文化保存・調査・修復に関わる領域
- ⑧異文化への視点を求める領域
- ⑨イメージ・情報の想像とネットワークに関わる領域

単年度毎の本プログラムの実施は、前年度後期から準備され、派遣学生の実習報告およびディスカッションにより体験の深化・共有を目的とする報告会を締め括りとするものである。

- ① 前年度後期：「インターンシップ演習」開講
  - ② 5 月中旬（期間 10 日間程度）：本プログラムへの募集、
  - ③ 期間内の 1 日：募集オリエンテーション（授業時間終了後の 90 分）
  - ④ 5 月下旬～6 月中旬：事前指導プログラムの実施
  - ⑤ 6 月下旬：派遣学生面接選考
  - ⑥ 7 月末～9 月初頭：インターンシップ実習、担当教員の訪問
  - ⑦ 9 月：インターンシップ報告会
- ④に挙げた事前指導プログラムは、次のような特色ある内容になっている。
- ・ 本学教員による前提講義および前年度派遣学生による体験報告
  - ・ 造形ワークショップ（1 回～2 回）
  - ・ 受け入れ先による講義（2 回）
  - ・ 特別講師による講義

から構成され、実際に派遣される学生ばかりでなく、本プログラムに希望して参加する学生すべてがこの事前指導プログラムを通して、進路選択や自己の学習・研究の指針を得る一つの機会を提供している。

表2は、これまでの本プログラム関連の実績を示したものである。

＜表2＞ インターンシップ関連プログラム参加学生数

年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	計
インターンシップ演習履修者数	データなし	データなし	54	54	172	280
募集オリエンテーション参加学生数	32	130	147	125	176	610
ワークショップI参加学生数	データなし	74	58	68	80	280
ワークショップII参加学生数	データなし	68	41	59	74	242
面接選考応募学生数	30	62	97	54	65	308
派遣学生数	11	22	29	40	40	142
派遣先（企業・団体）数	6	13	16	21	21	58

年度毎の成果の全学への報告は、就職課の発行する「進路インフォメーション（インターンシップ特集号）」で行っている。

#### [点検・評価]

募集オリエンテーションに参加する学生数は、年度が進むに連れて増加しており、15年度には3年次生の約2割弱に相当する参加となった。これは、本プログラムおよびその狙いとするところに、学生が比較的高い関心を持っていることを意味するものと考えられる。学内の理解と協力のもとで、特色ある事前指導、事後指導体制により学生の関心に答え続けることができた。

#### [改善・改革方策]

平成11年9月、文部省「教育改革プログラム」として推進を託されたインターンシップも、近年不況といわれる日本の社会経済の状況を反映して、派遣先企業の開拓やその安定的確保が困難になってきている。しかしながら、本プログラムは本学にとって大学と社会の一接点であるばかりでなく、貴重な現場体験やその共有化を通して学生が自立へのきっかけをつかみ、学習動機の再点検の機会を与えるものとなっていることから、本学の教育内容や方法の改善や充実を目指してこれまで実際になされたインターンシッププログラムの全内容を全学的に検証し、正課化の可能性を再検討するべきであろう。同時に本学独自の大学と社会との関わりにおける位置付けを明確にしてゆくことが望まれる。

#### (履修科目の区分)

B群 カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

教育内容・方法等

[現状把握]

はじめに平成 15 年度より導入された新教育課程における卒業所要最低単位を美術系・デザイン系に大別して表 3 に一覧する。

<表 3>新教育課程卒業所要最低単位一覧

学科系統	科目	類	学科	卒業所要最低単位			計
				必修	選択必修	選択	
美術系	文化総合	I 類				24	24
		II 類				16	16
		I 類または II 類				10	10
	造形総合科目	I 類		4	4		8
		II 類					0
	学科別科目	日本画		36	6		42
		油絵		22	20		42
		彫刻		38	4		42
自由選択					24	24	
			計			74	124
デザイン系	文化総合	I 類				24	24
		II 類				16	16
	造形総合科目	I 類		4	4		8
		II 類					0
	学科別科目	視覚伝達デザイン		40	12		52
		工業工芸デザイン		24	28		52
		空間演出デザイン		26	26		52
		建築		36	16		52
		基礎デザイン		34	18		52
		映像		24	28		52
		芸術文化		40	12		52
デザイン情報		40	12		52		
自由選択					24	24	
			計			64	124

表 4 は、平成 14 年度以前の旧教育課程における卒業所要最低単位を美術系・デザイン系に大別して一覧したものである。

＜表 4＞旧教育課程卒業所要最低単位一覧

科目	学科・系統	類	卒業所要最低単位			計
			必修	選択必修	選択	
一般教育		人文		8		8
		社会		8		8
		自然		8		8
外国語				8		8
保健体育			4			4
		小計				36
共通専門	美術系			28		28
	デザイン系			16		16
	芸術文化・デザイン情報					0
学科別専門教育	日本画	I 類	26	16		42
		II 類				
	油絵	I 類	20	22		42
		II 類				
	彫刻	I 類	30	12		42
		II 類				
	視覚伝達デザイン	I 類	24	16		40
		II 類	12	2		14
	工業工芸デザイン	I 類	18	26		44
		II 類	6	4		10
	空間演出デザイン	I 類	22	22		44
		II 類	4	6		10
	建築	I 類	20			20
		II 類	16	18		34
	基礎デザイン	I 類	40	8		48
		II 類	6			6
	映像	I 類	26	18		44
		II 類		10		10
	芸術文化	I 類	30			30
		II 類	8	36		44
	デザイン情報	I 類	26			26
		II 類	8	48		56
		卒業制作・研究	6			6
選択					12	12
計					12	124

[点検・評価]

新教育課程の文化総合科目は、旧教育課程における一般教育科目、保健体育科目、共通専門教育科目、外国語科目の区分を統合して開設され、学生の自主的選択による自由度の高い科目群という特色を持っている。一方旧教育課程では、卒業要件において各科目群の所要単位を設定し、履修分野間の一定のバランスがとれるようになっていた。新教育課程は平成 18 年年度末に卒業生を送り出し完成年度を迎える時点で点検されることになっている。

[改善・改革方策]

カリキュラム委員会において、新教育課程で学んだ学生の科目履修にはどのような特徴があるのかを把握するなど、全数調査とその分析が期待される。

(授業形態と単位の関係)

A群 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の適切性

[現状把握]

新教育課程は原則として平成 15 年度以降の入学者から適用され、平成 14 年度以前の入学者には旧教育課程が適用される。平成 15 年度からの新教育課程では、文化総合科目が開設される。これに伴い、平成 14 年度以前の入学者は文化総合科目を履修し単位を取得することで、旧教育課程の一般教育科目及び共通専門教育科目に相当する科目区分・分野の単位に振り替えることになった。また、平成 14 年度以前の入学者で外国語科目 I・II の単位を取得済みの者が文化総合科目のうち現行教育課程の外国語に相当する科目を履修・単位を取得した場合には、第 2 外国語の単位として振り替える。さらに、平成 15 年度以降の入学者を対象とする学科別科目は、年次進行で開設されることとなるが、その開設にあたっては文化総合科目や造形総合科目での開設科目との関連や卒業所要単位等も踏まえ開設するものとする。また、教職課程を置く学科については、その関連も考慮し開設する。

教育課程の編成基準を下記にまとめる。

授業時間数と単位数、開設形態

■ 講義科目

一授業科目の単位数は 2 単位を原則。1 週 1 コマ(90 分)の授業を前期または後期に開設。

■ 演習科目

①一授業科目の単位数は 2 単位を原則、1 週 1 コマ(90 分)の授業を前期または後期に開設。ただし、旧教育課程における外国語、保健体育各 2 単位の授業科目については、1 週 1 コマ(90 分)の授業を前後期通して開設する。

②2 単位の授業科目を集中授業の形態で行う場合は、1 週 4 コマ(90 分×4)

の授業を4週間、または1週2コマ(90分×2)の授業を8週間行うことを原則とする。

#### ■ 実習科目

- ①一授業科目の単位数は、2単位を原則とし、授業の目的から必要な場合は、4単位科目等を設定する。文化総合科目Ⅱ類のうち、身体文化に関する科目(実技)の単位数は1単位とする。
- ②2単位の授業科目を集中授業の形態で行う場合は、一日2コマ(90分×2)の授業を3~4週間行うことを原則とする。
- ③2単位の授業科目を曜日単位で行う場合は、1週1日2コマ(90分×2)の授業を年間通して行うことを原則とする。

#### [点検・評価]

旧教育課程から新教育課程への分野、単位振り替えについてはシラバスにも明記され、混乱なく履修が行われている。同様に平成14年度以前入学者による第2外国語の履修も積極的に行われており、各授業科目の履修形態等は適切であるといえる。授業時間数と単位数、開設形態は毎年度「基礎条件」として教授会に提示され、これに基づいたかたちで適切に教育課程が編成されている。ただし、従前からの学科別科目において、変則的に1単位として開設されている科目があり、検討が必要だと思われる。

#### [改善・改革方策]

点検・評価の項で述べた1単位の学科別選択科目は、同学科の他の選択科目単位が2単位であるから、単位に関して同一条件になるよう2単位化が望まれる。これについては、平成17年4月より設置されたカリキュラム委員会にて、教育課程編成全体の中で検討を行うべきである。

(単位互換、単位認定等)

B群 国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあつては、実施している単位互換方法の適切性

#### [現状把握]

本学における単位互換の実現の経緯は、平成12年度10月、既存の「多摩アカデミックコンソーシアム(通称:TAC)」に加盟、同年、早稲田大学とも教員・学生交流および共同研究実施等も含めた学術交流の協定を行い、平成13年度に開始されたものである。また、海外協力機関(海外の大学・教育機関)と交流協定を締結し、そのうちの4校と協定(交換)留学制度を実施している。また、大学以外の教育施設等での学修等の単位認定の実施は、上限を設けた上で、他の大学や短期大学での既修得単位の読み替えを実施しているが、大学以外の教育機関等での単位認定の実施はない。

以下、①TAC、②早稲田大学における単位互換制度と認定方法について述べる。

#### ① TAC

「共生」をテーマに、各大学の専門性を生かした相互協力による教育・研究の活性化を図る、多摩地区にキャンパスを置く、国際基督教大学、国立音楽大学、東京経済大学、津田塾大学による大学協力機構を多摩アカデミックコンソーシアム（通称：TAC）と称し、これに正式に加盟した。これによりTAC加盟大学間の単位互換が可能となった。

単位互換の目的は、加盟する各大学がそれぞれの特色ある科目を提供し、これを受講する学生が、その専門性に新たな展開を見出し、或いは、様々な関心に応じて所属大学にない分野の受講により教養の広がりを目指すことである。そのため、科目の提供だけでなく、加盟大学図書館（所蔵資料数は総計 210 万を超える）を相互利用する連携が生まれ、より広範な分野の資料や情報の入手が可能となっている。TACニュース（月刊）が発行され、大学間のイベントでの交流を促進している。

2年生以上の学生ならば、誰でもが出願資格を持ち、履修制度に基づき履修を許可されたものは、追加の授業料を払うことなく（ただし、科目による実習費等は自己負担）、年間8単位（後述の早稲田大学との単位互換と合わせて）を限度として受講可能である。修得した単位は、「その他」、「自由選択枠」の科目区分枠内の単位として認定され、12単位を限度に卒業所要単位に算入することができる。（ただし、平成14年度以前の芸術文化学科およびデザイン情報学科入学生は、卒業所要単位とすることはできない。）開設科目の成績評価は、各大学所属学生の履修と同一条件で行われている。

出願方法等は、学内の掲示板で案内され、教務課窓口で諸手続きを行う。

学生には、安易な気持ちによる登録や理由なく学期途中で履修放棄がないよう注意があり、本学での履修科目時間割やキャンパスの移動を十分考慮の上、実現可能な履修計画を立てるよう指導している。

「多摩アカデミックコンソーシアム 2002」のように毎年この単位互換制度案内のパンフレットを発行、開講科目、加盟大学の学事、交通アクセスなどが案内され、また、利用学生の声などが掲載されている。

加盟大学により開講科目数は異なるが、本学では、平成14年度4科目「色彩学ⅡA」、「色彩学ⅡD」、「近代建築論」、「日本美術史概説Ⅲ」が開講され、平成15年度以降の新教育課程導入以降は6科目が提供されている。

次表は、本学における受け入れと送り出しの趨勢および単位取得を示している。

＜表5＞武蔵野美術大学におけるTAC単位互換状況

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
受け入れのべ学生数	39	63	52	51
うち単位取得のべ人数	17	29	30	27
送り出し学生数（のべ）	2(2)	5(10)	1(2)	3(5)
うち単位取得数	1	6	2	2

## ② 早稲田大学

本学と早稲田大学の単位互換を含めた学術交流は、本学の前身である帝国美術学校創立当時の人的交流を背景に生まれており、教育や研究交流による専門性の新たな展開、学習機会の拡充、教養の広がりをもその目標としている。学生交流の概要は次表のとおりである。

＜表6＞早稲田大学との学生交流概要

対象	全学部2年次生以上が選択履修可能。「特別聴講学生」の扱い
交流学生数	原則として双方同数、100名程度とされたが、実際は、早稲田大学の特別聴講生の定員は50名程度。科目毎の受け入れ定員の設定有。
履修単位数	年間8単位程度まで
利用可能施設	図書館等
学費	徴収なし。ただし、実験実習費等は学生の個人負担

なお、認定単位の科目区分や卒業所要単位への算入限度は、TACでの条件と同一である。

開設科目は、TACとは異なり、早稲田大学には美術・デザイン関連の学科が開設されていることもあり、その数や内容の多様性が特徴的で、専門に深く踏み込んだ交流となっている。本学からは、交流開始時から提供科目数が増加し、現在では、共通専門科目の他、オープン科目・造形総合科目Ⅱ類が61科目（平成17年度）提供され、早稲田大学からは、全学部のオープン科目が約540科目（平成17年度）提供されるに至っている。

次表は、本学における受け入れと送り出しののべ人数と単位取得数の趨勢を示したものである。

<表7>武蔵野美術大学における早稲田大学との単位互換状況

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
受け入れのべ学生数	50	82	100	85
うち単位取得のべ人数	27	47	54	53
送り出しのべ学生数	38	46	58	48
うち単位取得数	18	25	17	11

[点検・評価]

隣接する大学間の交流であるTACでの単位互換を中心とする交流と早稲田大学との教育・研究交流が協定締結以来、継続して実施されてきたのは評価できる。対象学年を2年生以上とすることは、1年次は後期中等教育課程から大学への移行課程と考えられ、適切であるといえる。認定単位数が年間8単位以内、すなわち4単位科目2科目以内と換算すれば、学生の所属大学での学習に支障を来すことなく、かつ交流目標に沿ったものである。卒業所要単位数(124単位以上)の1割程度を卒業所要単位として認定するという条件も、所属大学で目標とされる専門性の修得とその練磨という観点から適切である。

一方、受け入れ・送り出しと単位取得における学生の趨勢から、他大学で開講された科目を受講する意志を継続し、単位取得まで実際に到達することは相応の困難を伴うものだと言わざるを得ない。実際早稲田大学との交流においても、評価で「未受験」や「対象外」が約半数を占めている。

[改善・改革方策]

TACに関しては、本学での開講科目数が5科目前後で、講義科目中心であることから、実技を含めた科目を提供する可能性の検討があると、より多くの学生の受け入れが見込めるであろう。学生の他大学での科目履修、単位互換を支援する具体的方法の研究が、交流大学間や学内で必要である。

B群 大学以外の教育施設等での学修等や入学前既修得単位を単位認定している大学・学部にあつては、実施している単位認定方法の適切性

[現状把握]

大学以外の教育施設等での学修については、単位認定を行っていない。教育上有益と認めるときは、入学前に他大学又は短期大学において履修した修得単位を(30単位を超えない範囲で)教授会の議を経て、本学の授業科目履修による修得単位とみなす。なお、編入学者については、現在、76単位を超えない範囲で本学の授業科目履修による修得単位とみなしている。平成13年の学則改変により編入学者の認定

単位の上限は、62 単位から上方修正されたものである。

単位認定の方法は、既修得単位の認定を希望する場合、「既修得単位認定願」に、単位を修得した大学の「成績証明書」と、『履修要項』を持参して、『入学案内』で指定した期日までに教務課に申し出ることになっており、この申請は入学時以外には認められない。

単位認定の実数は、基礎データ 表 5（平成 16 年度現在）の示す通りである。

#### [点検・評価]

表 5 から、認定された単位は専門科目以外の科目であることがわかる。これは、新教育課程の場合、自由選択枠（卒業所要単位 24 単位以上）の単位として認定されている。従って、単位認定を受けた学生も、他入学者と同様に本学の特色ある教育課程の学修を十分に修めることができると考えられる。

#### [改善・改革方策]

今後、社会人入学者、留学生などの多様な入学者をこれまで以上に迎えることが予測されるが、単位認定の検討プロセスが開示可能なものとなるよう一層の努力が期待される。また、他大学への開設科目は、受け入れ学生数の動向を見つつ、科目内容、科目数を適宜見直すことが望ましい。

### B群 卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等における認定単位数の割合

本学における認定単位の内容及び扱いは前設問のとおりであり、特別に認定単位数枠を設けていないことから、本項目は点検・評価対象外とした。

### C群 海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置付け

#### [現状把握]

本学が国際交流協定を締結した海外の機関は、現在 8 カ国 8 校（基礎データ 表 11）である。交流協定締結順に以下に列挙する。

- ① 国立中国美術学院(中国・平成 6 年交流協定締結)
- ② パリ国立高等美術学校(フランス・平成 8 年交流協定締結)
- ③ 国立ヘルシンキ美術デザイン大学(フィンランド・平成 8 年交流協定結)
- ④ チリ・カトリック大学 DUOC 財団設立専門機関(チリ・平成 9 年交流協定締結)
- ⑤ ミラノ工科大学デザイン学部(イタリア・平成 13 年交流協定締結)
- ⑥ ノッティンガム・トレント芸術大学(イギリス・平成 13 年交流協定締結)
- ⑦ 弘益(ホンイク)大学校(韓国・平成 14 年交流協定締結)
- ⑧ ケルン国際デザイン大学(ドイツ・平成 16 年交流協定締結)

うち 4 校とは、交換留学を実施しており、次表は、近年の本学交換留学生の実績である。

<表 8> 海外交流協定の趨勢

年度		パリ国立高等美術学校		ヘルシンキ 美術デザイン大学		ミラノ工科大学		ノティンガム・トレント 芸術大学	
西暦	平成	学生数	認定単位	学生数	認定単位	学生数	認定単位	学生数	認定単位
2002	14	1	0	1	2	1	10	1	6
2003	15	1	0	1	0	1	0	1	0
2004	16	1	0	1	0	該当者なし		1	0

本学では、留学は造形学部にて2年以上在学し、かつ原則として62単位以上を修得しているものに出願の資格が与えられる。また、留学期間のうち1年を原則、2年を限度として学則に定めた修業年限または在学期間に算入することが可能である。また、留学先の大学等で履修した授業科目の修得単位のうち相当と認めた単位については、30単位を上限として留学認定単位が認められる。

[点検・評価]

認定単位の上限は、他大学等で取得した単位認定の上限と同じであり、相当と言える。また、修業年限への認定年限を原則1年とすることも、認定単位数の上限が卒業所要単位数の約4分の1で、卒業所要単位数を4年間で均した単位数にほぼ相当することからも妥当であると考えられる。上限についても、3年次編入応分と解釈すれば適切である。

本学国際交流学生課で毎年度開催する留学オリエンテーションに参加する学生は、1年生を中心に100名を超える（平成15年度141名）。学科では、油絵学科、建築学科、デザイン情報学科学生の参加が同数程度あり、他学科の3倍～5倍になっている。

[改善・改革方策]

学生の潜在的な留学への関心は高いように思われる。協定留学で交換可能な学生数は、非常に限られているので、協定留學生数の拡大や協定交換留学先の開拓を広げる努力が今後とも望まれる。

(開設授業科目における専・兼比率等)

B群 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

B群 兼任教員等の教育課程への関与状況

[現状把握]

新旧教育課程いずれにおいても、造形の各分野を学ぶ上の基盤を豊かにするために、広く諸学問を学ぶこと、また美術・デザイン・建築の専攻領域における共通基盤となる広い専門的視野の獲得を目指すこと、加えて各専門分野での基礎の再構築、

専門課程での深化を目標とした多様な科目編成がなされている。また、本学規約集によれば、本学専任教員の授業担当時間は、実習科目については、毎週 20 時間、演習科目については毎週 12 時間、講義科目については毎週 10 時間を基準とする（第 6 編 服務規則 第 3 章 第 9 条）ことになっている。一方で、平成 15 年度導入の新カリキュラムに移行期間であることを勘案する必要がある。

平成 12 年度からの学生数および教職員数の趨勢（基本調査に基づく）を示すのが次表である。

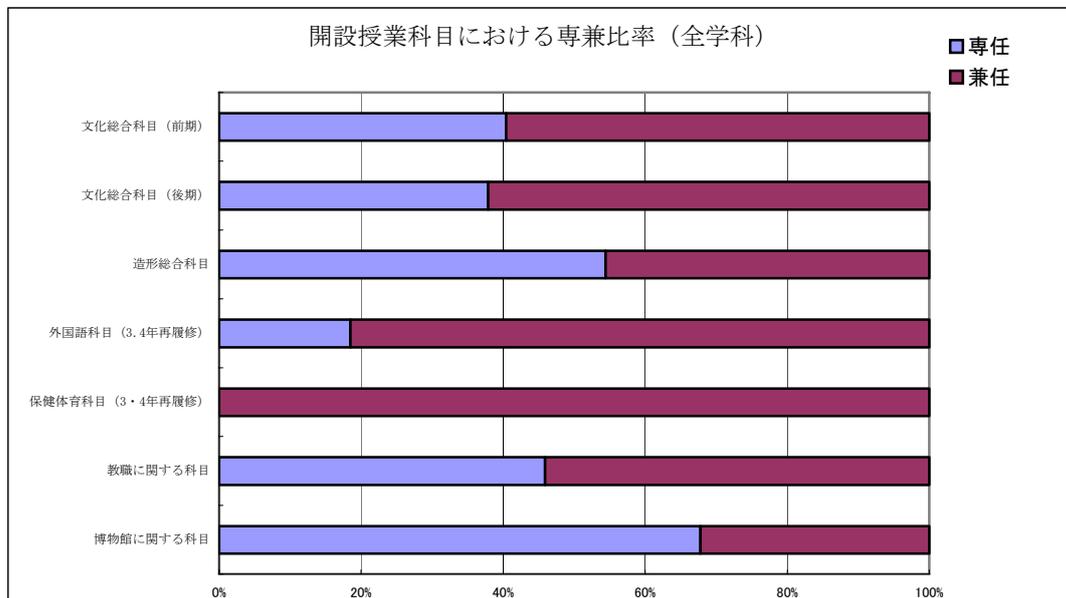
<表 9> 武蔵野美術大学における学生数と教職員数

		平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
学 生	通学課程学生数（含院）	3894	4017	4297	4374	4396	4475
	内留学生	47	40	49	51	61	72
	内留学生（院）	27	26	21	28	33	30
	通信教育課程学生数	1609	1095	2130	2330	2791	2936
教 職 員	専任教員数（通学・通信のべ数）	126	130	135	133	133	134
	兼任教員数（通学）	471	471	429	450	479	499
	兼任教員数（通信、含む短大）	89	46	133	159	147	154
	助手数	48	48	50	50	51	53
	教務補助員数	57	57	61	61	62	62
	専任職員（含学園）	88	91	93	92	94	91
	嘱託職員（含学園）	32	34	30	31	30	36
	臨時職員（含学園）	66	77	61	65	74	66

専任教員数は、文部科学省設置基準にある計算方法に準拠して求められる。  
 計算方法：収容定員 240 名（基準）までは教員数 6 名。学科単位必要教員数 D は、 $N = \text{学科収容定員数}$ 、 $A = N \div 4$ 、 $240 \text{（基準）} \div 4 = 60$ 、 $B = A - 60$ 、 $C = B \div 33$ （小数点以下切り上げ）を求め、 $D = C + 6$  としたものである。全体での必要教員数 H は、 $E = \text{全収容定員} \div 4$ 、 $1200 \text{（基準）} \div 4 = 300$ 、 $F = (E - 300) \div 33$ （小数点以下切り上げ）として  $G = F + 15$ （基準専任教員数）、以上から、 $H = D + G + 11$ （通信）+ 2（教職）となる。  
 これによって求めた教員数は、133 である。

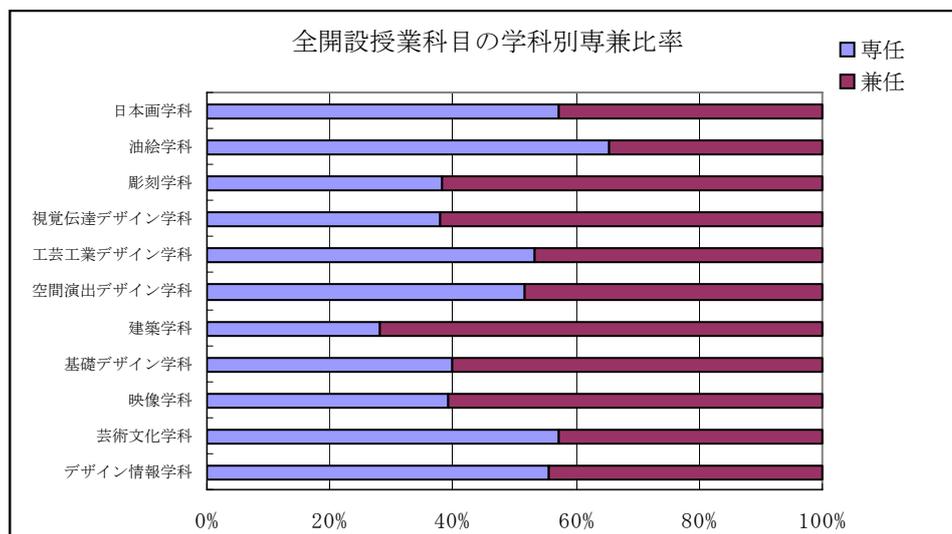
次に、基礎データ（表3）を図示すると以下の通りである。

<図10>開設授業科目における専兼比率（全学科）



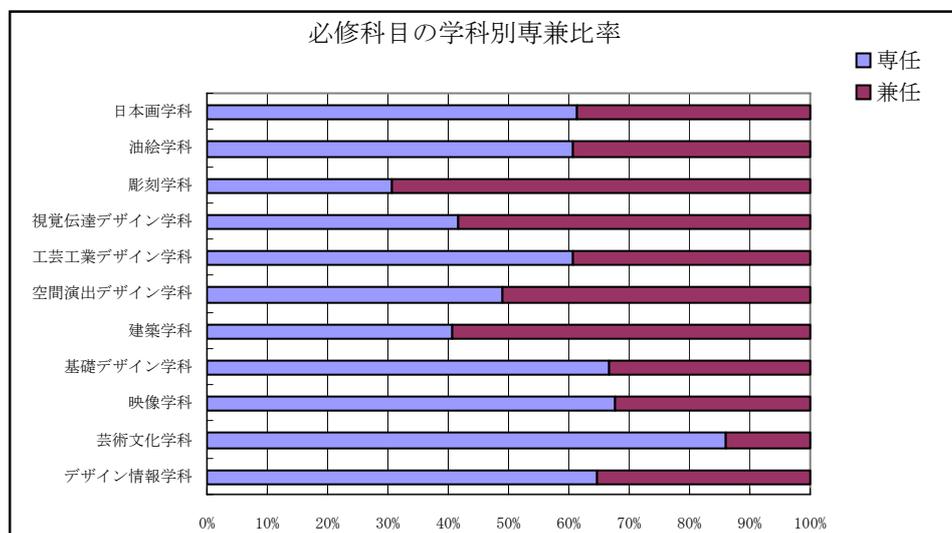
学科別科目の比率（全開設授業科目）は、次図のようになる。

<図11>全開設授業科目の学科別専兼比率



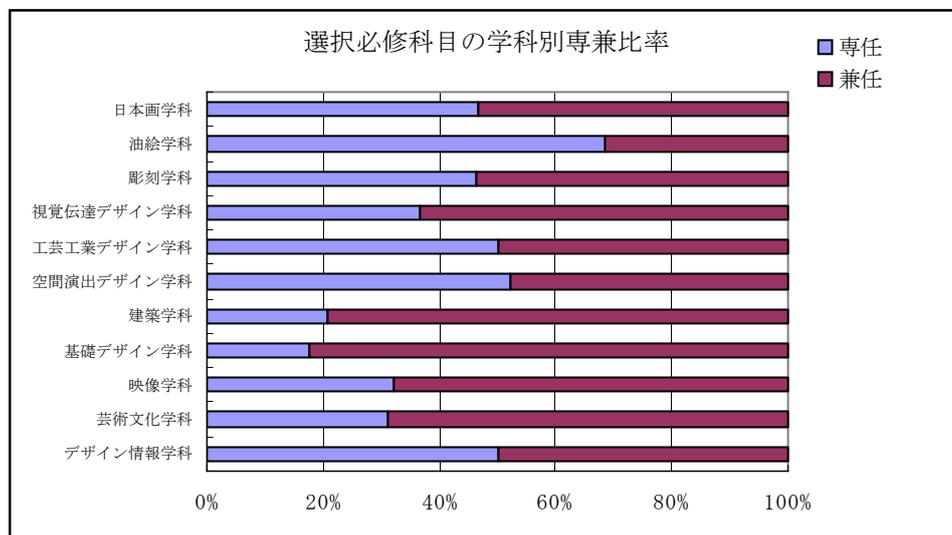
これを必修科目で見ると次図のようになる。

<図 12> 必修科目の学科別専兼比率



さらに、選択必修科目では、次図のような比率となっている。必修科目とのトレードオフ関係に注意して図を見る必要がある。

<図 13> 選択必修科目の学科別専兼比率



[点検・評価]

専任教員数は、設置基準に準拠している。「本学の造形教育は、教員と学生との深い結びつきのなかで、創造力に満ちた作家やデザイナーによる厳しい実技の訓練と、造形および各分野の優れた研究者による専門理論や一般教育の豊富な学科目の学習から成り立っている」という教育目標を実現するために、学外の幅広い分野から兼任教員を採用しており、その目的を達成している。

## 教育内容・方法等

### [改善・改革方策]

兼任教員、授業補助員の本学教育課程への関与状況が学科ごとでなく、カリキュラム委員会などへ情報が集約されることにより、全体にその状況が共有され、教育目標の実現のための具体的な議論の俎上へのせることが必要である。

### (生涯学習への対応)

B群 生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性

### [現状把握]

美術・デザインの教育・研究機関としての成果を、生涯教育への対応として、企画展覧会を広く一般に公開し、ワークショップやギャラリー・トークという新しい試みによる公開講座を本学鷹の台キャンパスで開催している。また、平成7年より国内各地域において、本学卒業生を中心とする校友とともに地域社会との積極的交流、芸術文化を通じた地域活性化への貢献を目した地域フォーラムを開催し、広い意味での生涯学習の機会提供を行っている。これらの活動は随時本学のホームページで公開されている。

以下、公開講座、ギャラリー・トーク、地域フォーラムの現状を述べる。

## (ア) 公開講座

毎年度の秋季に、一般向けの実技中心のワークショップ（3ないし4講座）を開催している。常に募集定員を上回る応募があり、その関心の高さがうかがえる。次表は、平成12年度からのテーマ一覧である。平成15年度以降は、テーマ数が3から4に増えている。

&lt;表 14&gt; 公開講座

年度	ワークショップテーマ	講師 (本学教員)	講師(本学教員)等
平成12	愉しく描く 1 初めての洋画-人物<コスチューム>を描く 2 初めての日本画-花を描く	遠藤彰子 三浦耐子	
平成13	愉しく描く 1 洋画-静物を描く 2 日本画-花を描く 1・2	遠藤彰子 滝沢具幸	三浦耐子
平成14	1 日本画入門-季節の野菜を描く 2 油彩入門-静物を描く 3 アニメーション入門-絵を動かしてみよう! 4 アートに触れる-アートの見方・作り方	那須勝哉 遠藤彰子 黒坂圭太 新見隆	日本画学科研究室 油絵学科研究室 映像学科研究室 芸術文化学科研究室
平成15	1 日本画入門-季節の果物を描く 2 油彩入門-静物を描く 3 絵画技法研究-古典技法でリンゴを描く 4 陶芸入門-花器をつくる	那須勝哉 遠藤彰子 斎藤国靖 小松誠 西川聰講師	日本画学科研究室 油絵学科研究室 油絵学科研究室 工芸工業デザイン学科研究室
平成16	美大でアートを体験する 1 日本画入門「季節の草花を描く」 2 油彩入門「静物を描く」 3 絵画技法入門「古典技法でリンゴを描く」 4 ガラス入門「菓子器をつくる」	那須勝哉 遠藤彰子 斎藤国靖 斎藤昭嘉	日本画学科研究室 油絵学科研究室 油絵学科研究室 近岡令講師

教育内容・方法等

(イ) ギャラートーク/キャンパストーク

図書館・美術館・博物館の3つの機能を併せ持つユニークな研究・教育施設である美術資料図書館では、各年度を通して、多くの展覧会が開催され、一般に公開される。その中から2ないし3展覧会の展示品を前にした啓蒙的な内容を持った試みである。平成12年、平成13年まで実施されたが、公開講座のテーマ数が3テーマから4テーマに増えた時点(平成14年)からは、開催されていない。次表は、2年度分の内容である。

<表 15> ギャラートーク/キャンパストーク

年度	テーマ	講師(本学教員)
平成12	造形美を探る 1 アングラ-現代演劇の起源 2 日本の風をめぐって 3 解雇点とは老いらくの自己陶醉か、はた悔恨か?	及部克人(視覚伝達デザイン学科教授) 田村善次郎(芸術文化学科教授) 保田晴彦
平成13	文化を開く 1 平安時代の仏教絵画 2 芸術入門-アートの見方、デザインの見方 3 デザインとテクノロジーA・B・C	関口正之客員教授 新見隆(芸術文化学科教授) 芸術文化学科学生 森江健二(工業工芸デザイン学科教授) 柏木博(共通専門・美学美術史教授) 勝井三雄(視覚伝達デザイン学科教授)

## (ウ) 地域フォーラム「アート&amp;デザイン」

本学から地域社会へ文化的メッセージを発信し、地方との結びつきを模索する目的で、武蔵野美術大学校友会との共同開催で、平成7年から毎年8、9月頃1ないし2会場を選び、場所を変えて、全国各地で展開してきた。約5万人となった卒業生が各地で活躍しているが、校友の交流の場ともなっている。平成10年度の徳島のケースでは、徳島県と共同で、芸術・文化を通して地域の活性化、地域住民と学生の交流の契機を生じ、平成12年度には、生涯学習を主テーマに、事前ワークショップを行い、丁寧な取り組みがあった。これまでの開催テーマと開催地は次表の通りで、多彩な内容になっている。

＜表16＞地域フォーラム「アート&amp;デザイン」

年度		開催地	テーマ	形態
西暦	平成			
1995	7			
1996	8			
1997	9	宇都宮 大分	「美術と癒し」 「明日の表現へ向けて」	シンポジウム シンポジウム
1998	10	八戸 徳島	「北の祭彩」 「デザインよ。街へ出よ」	シンポジウム シンポジウム
1999	11	島根 三重	「地域と美術館」 「芸術 人と人 そしてこれから」	シンポジウム シンポジウム
2000	12	仙台	「個の表現と暮らしの中の表現」 生涯学習活動 ー大学と地域による試み	事前ワークショップ（5テーマ） シンポジウム（分科会、全体会）
2001	13	宮崎	創造・生きがい・未来	講演「私と絵～自作を語る～」
2002	14	岡山	「おもしろい」を遊ぶ ー造形遊びから見えてくる日常と表現	コミュニケーションゲーム 「ワークショップを学ぶ」
2003	15	京都	町屋インスピレーション2003 京都再検証 京都を観る町家を図る	講演、対談 体験発表、学生作品発表

## 〔点検・評価〕

それぞれ手探りの状況の中で始めた催しであるが、学内の担当部署や担当教員の協力のもとで、相応の成果を上げている。とりわけ地域フォーラムは、従前より実施されている地方都市での進学相談会の発展的イベントとして、大学広報の視点からも大きな意味を持っており、着実に定着しつつある。

## 〔改善・改革方策〕

## 教育内容・方法等

本学の広い意味での教育資源を有効活用し、社会へ還元する方策の検討を継続的に行い、生涯学習への対応として、本学がこれまで展開して来た事業を継続させること。また、公開講座は、内容もあって、小人数が対象となる。より多くを対象とする内容の事業を、本学の内外施設を利用したシンポジウムや講演会、ワークショップ、展覧会とタイアップしたギャラリー・トーク等を展開して行くこと、地域においては、フォーラムの内容をさらに工夫しながら、多くの地域での丁寧な活動が望まれる。これらの事業の多角的な周知方法を検討し、多くの関心を喚起することも一方で重要であろう。

(正課外教育)

### C群 正課外教育の充実度

[現状把握]

カリキュラムに沿って開設されている科目や指導を正課教育として定義すれば、正課外教育とは、教育効果を目途とした正課外の教育および教育支援全般を意味するものといえることができる。

本学では、正課の授業を前提として、その他の時間を有効に使って学生生活を充実させるために展開される活動を「課外活動」と位置付け、学生の自主的な運営で行われている活動が中心となっており、これに対する様々な援助を行っている。実際、課外活動ルールのもとで実施されるサークル活動、作品の展示や毎年10月末から11月はじめにかけて開催される芸術祭(毎年入場者数は2万人を超える)を含む各種イベント等のための施設の提供、経費の一部補助、機器備品の貸与がある。学外での課外活動としては、昭和63年の卒業年次生の発案を発端とし、現在16回を重ね、大学所在地の小平市の正式な後援も得て開催される小平野外彫刻展の援助である。

教員や各研究室が企画者となり学内に広く開かれた「課外講座」として講演会、映画鑑賞会、音楽会などが毎年授業終了後の時間帯に開催されており。美術・デザインの専門大学としての特性を生かした多彩なテーマ展開となっている。近年、各年度とも30前後の講座が開催されていることを示しているのが、次表である。

<表 17> 課外講座開催数

年度	前期	後期	計
平成 12	9	22	31
平成 13	11	16	27
平成 14	10	19	29
平成 15	13	15	28

また、課外教育活動として教職員と学生が共同で、休日や休業期間を利用して行

う様々な課外教育活動がある。

ア) 古美術研究旅行：造形芸術の専門家を志すものにとり、先人の作品に直接対面し、鑑賞・研究・調査することが重要であるとの認識のもとで、古美術の宝庫である京都・奈良方面への研究旅行を研究室主催で毎夏季休暇を利用し開催している。全学生のうち、希望するものを対象としている。

<表 18> 課外教育活動（古美術研究旅行）

年度	企画研究室名		
平成 12	油絵学科	共通絵画	視覚伝達デザイン学科
平成 13	油絵学科	共通絵画	視覚伝達デザイン学科
平成 14	油絵学科	共通絵画	
平成 15	油絵学科	共通絵画	

イ) 課外研修旅行：学科や専攻の研究室が主催するスケッチ旅行、工場見学等がある。

<表 19> 課外教育活動（課外研修旅行）

年度	企画数
平成 12	27
平成 13	33
平成 14	34
平成 15	54

表は、近年における企画数の増加を示している。

ウ) 水泳教室・スキー教室：ともに全学生のうち希望するものを対象とする企画である。水泳教室は、保健体育研究室主催で、夏季に伊豆で開催される。独特の泳法指導を特徴とし、泳げなかったものが長距離の水泳をこなすまでになることがあるという。また、スキー教室は、同研究室主催により、志賀高原で開催されている。

## 教育内容・方法等

エ) 課外ゼミナール：教員を中心にして、年間を通して開講され、正課で扱うテーマをより掘り下げ、視野を広げること、持てる力の向上が目されている。

<表 20> 課外教育活動（課外ゼミナール）

年度	企画研究会名		
平成 12	生活文化研究会	スポーツ技術研究会	自動車デザイン研究会
平成 13	生活文化研究会	スポーツ技術研究会	自動車デザイン研究会
平成 14	生活文化研究会	スポーツ技術研究会	遠野生活アートギャラリー
平成 15	生活文化研究会	スポーツ技術研究会	

オ) 教職課程教育に関わる教育支援：教員採用試験対策として、随時相談を受け、個別の指導を行うなど柔軟な対応がとられている。

### [点検・評価]

多彩な内容で展開されており、充実した活動が展開されているということが出来る。しかし、それぞれの活動は個別の歴史から成り立っており、大学による「正課外活動」として統一された方向性を持ったものではない。

### [改善・改革方策]

正課外教育の成果と活動内容が全学的に周知され、継承され、さらに有機的な連携と展開や発展を促すための一括管轄部署の検討が必要ではないかと考えられる。

## (2) 教育方法等

(教育効果の測定)

B群 教育上の効果を測定するための方法の適切性

### [現状把握]

本学において、教育上の効果を測定するための方法としては、前期末あるいは後期末の試験や課題作品・論文・レポート提出等によって授業に対する学生の理解度を測る方法、提出作品等に対する講評をクラスで行うことによる到達度の教員－学生間の双方向的確認、学生による授業評価アンケート調査が考えられる。

まず、前期末あるいは後期末の試験や課題作品・論文・レポート提出等によって授業に対する学生の理解度を測る方法については、本学では、すべての科目のシラバスを作成しており、冊子と Web の 2 種類の媒体をつかって学生に提供している。シラバスには授業内容とともに評価方法も記載されている。学生は受講しようとする授業の内容を知るとともに、その評価方法についても確認できる。授業担当教員は、提示した方法に従って評価を行うことにより、学生の到達度を確認すると同時

に授業の教育・指導効果をも把握することができる。

次に、提出作品等に対する講評については、課題提出を要求する多くの実技科目で行われている。講評では教員による評価が示されると同時に制作者自身である学生の見解も示される、といったように、授業における学生の到達度を教員－学生間で双方向的に確認することができる。

また、学生による授業評価アンケート調査は、一部の教員や研究室がこれまで独自に行ってきたが、全学的には実施されていない。今後、その必要性を考慮し、全学的実施に向けて現在調整中である。本学では教務学生生活委員会での調整のための議論が行われている。科目による授業形態が大きく異なるため、全学的に統一された形式と内容の質問紙では実質的な授業改善に資する調査が難しいと考えられており、したがって、研究室単位での導入が予定されている。しかし、学生による授業評価が研究室単位で順次導入されることになってはいるが、必ずしも全ての研究室で具体的な予定が立てられ、作業が進められているわけではない。

#### [点検・評価]

前期末あるいは後期末の試験や課題作品・論文・レポート提出等によって授業に対する学生の理解度をはかる方法については、後述「厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況」の項において詳述する成績疑義照会制度を通じての学生による成績疑義照会の件数が、平成15年度では24件であったことを鑑みると、学生は教員の評価をおおむね適切であると判断していると考えてよいと思われるが、今後もさらに件数を減らしていく努力は必要であろう。また、クラスで行われる提出作品等に対する講評は、当該授業の受講者全員に対する具体的評価基準の開示でもあり、教員による密室での一方的評価といったデメリットが回避されているといえる。

一方、学生による授業評価アンケートについては、一部の教員が個々に実施し、導入に向けて話し合いは行われているものの、全学的な実施には至っておらず、研究室毎の導入も具体的には進んでいない。現状では、全学教員間において学生による授業評価アンケートの必要性の認識は低く、導入に向けての姿勢も消極的だと言わざるを得ないだろう。

#### [改善・改革方策]

評価基準の明確化とその開示は常に求められるところであり、この点に関する学生の関心も高いと思われる。順次進行中の学生による授業評価は、通常試験や課題提出前の各学期最終授業日に実施されることが多いため、教員が下す評価についての学生の見解を知る方が確立されていない。また、クラス内で行われる講評は、指導や議論に熱気を帯びるあまり時間が延長されることもよくあり、その直後の授業に学生が遅刻するといった弊害も生じている。これらの問題点については、どのような講評がより効果的であるかを含め、今後教務学生生活委員会や研修会等で検討が必要である。

学生による授業評価アンケートの実施にあたっては、それ以前の問題として、学生の学習態度の活発化、授業の改善が不可欠だということの認識を全学で統一する

ことが急務である。その上で、教務学生生活委員会が中心となり、授業評価の全学的な実施にむけて思い切った改革を行うために積極的に議論を重ねていく必要がある。

## B群 教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況

### [現状把握]

教育効果や目標達成度の測定は、基本的に、前期末あるいは後期末の試験、課題作品・論文・レポート提出、提出作品等に対する講評に基づいた成績評価で行われている。一部の科目については、学生による授業評価を導入している科目もあるが、全学的な制度としては導入されていない。学科研究室で開講している科目については、学科ごとに成績会議等を開催し成績評価について教員間で議論し、調整を行っている。それ以外の科目では、個々の教員が担当する科目については、シラバス上にて成績評価の方法を公表しているが、教員間の合意を確立するための十分な話し合いはとくに行われてはいない。

平成10年より自己点検・評価委員会が設置され、教育効果の測定を含む包括的な議論が開始された。下記アンケート調査などは教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立のためのシステムづくりに向けてのはじめの作業となる。

平成13・14年度自己点検・評価委員会の下に設置された教育研究点検・評価実務作業委員会により平成14年2月に全専任教員に対し「教育研究に関する点検・評価のためのアンケート」が実施された。同調査の概要は以下のとおりである。

調査時の在籍専任教員127人の内、回答した者は42人であった。このアンケートの間(1)から(10)のうち、(1)から(4)を学生による授業評価に関するものとした。内容は(1)授業評価実施の有無、(2)実施している場合の内容とサンプルおよび集計、(3)実施していない場合の理由、(4)実施していない場合の今後の実施予定である。問(5)から(10)は、授業評価に関連しつつ広く教育一般についての問である。問(5)は授業配布資料の共有度合い、(6)(7)は授業評価以外の学生に対するアンケート、(8)は社会人、留学生、帰国子女に対する教育指導上の配慮の有無、(9)公開講座、(10)教育方法の改善および自己点検・評価についての案・意見である。

### ■回答結果

(1) 過去3年間における学生による授業評価実施の有無

実施=19人 それ以前には実施=2人 不実施=21人

(2) 問(1)の評価シートおよび集計データの添付

添付者=11人 (19サンプル、後に3サンプル追加で計22サンプル)

(3) 3年前以前の実施者の理由

実施したが意味が見いだせない=1人 その他=1人

(4) 不実施者の意見

実施を検討=6人 実施の予定はない=12人 必要ない=2人

(5) 履修生に対する資料配布と、学科(教育単位)内でのその資料の共有

詳細な授業計画を配布＝19人 学科内で閲覧可＝5人 閲覧状態にない＝3人  
授業内容レジュメを配布＝29人 学科内で閲覧可＝8人 閲覧状態にない＝9人

(6) 授業評価以外のアンケート実施

している＝19人 していない＝23人

(7) 問(6)のサンプルおよび集計データの添付

添付者＝6人

(8) 社会人、留学生、帰国子女に対する教育指導上の配慮の有無

している＝20人 していない＝22人

(9) 公開講座のテーマの有無

ある＝8人 とくにない＝25人

(10) 教育方法の改善、研究・教育に関する自己点検に関する案および意見の有無

ある＝22人 とくにない＝16人

[点検・評価]

本学は、美術・芸術系大学であるという特性上、学科研究室で開講されている演習科目や実技科目には複数教員が合同あるいは交互に授業を行う科目も多く、学科によっては提出された作品の講評に全教員が携わるという方法をとっている科目がある。そのため、必然的に教員間で、評価・判断の調整が必要になってくる。成績評価にあたっては、学科研究室ごとにその調整のための会議を開き、議論を行っていることから、教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法について、教員間の合意は確立しているといっていよう。

一方、文化総合科目など学科研究室で開講している科目でない科目については、1科目1名で担当しており、成績評価について教員独自に行っており、とくに教員間の合意ははかられていない。

次に学生による授業評価については、前記調査が行われたが、調査時の在籍専任教員が127名のうち回答した教員は42名で、回答率は約3割とかなり低い。また、平成16年11月25日に「学生による授業評価について」と題する研究集会が開催され、すでに授業評価アンケート調査を実施している研究室および教員による報告と他大学の実施状況についての紹介がなされたが、教員の出席は34名であった。これらのことから判断すると、残念ながら、本学教員の学生による授業評価への関心は低く、それへの取り組みも立ち後れていると言わざるを得ないだろう。

[改善・改革方策]

学科研究室で開講している科目は、研究室が中心となり、教員間で教育効果や目標達成度を共有しやすいシステムになっているが、学科研究室で開講しておらず教員が単独で担当する科目については、教育効果や目標達成度及びその測定方法は教員一人一人の判断にゆだねられている。

また、教育効果や目標達成度を測定するためには、成績評価とともに学生による授業評価も欠かせない。本学においても、自己点検・評価委員会を中心に議論され

## 教育内容・方法等

ていることなどを、教授会などを通じて全教員に周知させ、教員の意識向上をのぞむと共に、新たな組織を立ち上げるなどして、全学的な議論を深める機会を設ける必要がある。

### B群 教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況

#### [現状把握]

教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みとして、平成10年に第1回自己点検・評価委員会が設置された。続いて第2回自己点検・評価委員会（平成13～14年）が設置される。学校教育法の平成14年改正（平成16年施行）で7年に1度の認証評価機関の評価を受けることが義務付けられた認証評価制度が導入されたことで、本学でもこれに対応することとなった。これを受けて、第3期自己点検・評価委員会（平成16～19年）が設置されることになった。

#### [点検・評価]

教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みとして導入された自己点検・評価委員会およびその下部組織の自己点検・評価実務作業委員会はその規模を拡大してきている。これは本学がこの作業を重視していることを示しており、評価してよいと思われる。第2回自己点検・評価委員会（平成13～14年）およびその下に設置された自己点検・評価実務作業委員会の委員総数は24であったが、平成16度に設置された第3期自己点検・評価委員会および自己点検・評価実務作業委員会の委員総数は44と倍増している。

教育効果を測定するためには自己点検・評価委員会と各学科との協力関係が欠かせないが、この協力関係を円滑に進めるための学科教員の自己点検・評価委員会ないしは自己点検・評価実務作業委員会への適切な配置などは検討すべきである。

#### [改善・改革方策]

今後必要に応じて、自己点検・評価実務作業委員会への委員の加配の検討などが自己点検・評価委員会において行われる必要がある。また、成績評価だけでなく、全学実施に至っていない学生による授業評価や、大学院進学率・就職率・卒業生の社会活動等含めた卒業生の進路の追跡調査等の実施など教育効果を測定するシステムの充実を図るために、自己点検・評価委員会は積極的な提言を行うべきである。

### B群 卒業生の進路状況

#### [現状把握]

平成 15 年度の卒業生の進路状況について、平成 16 年 5 月 1 日の時点における大学への届出に基づいて概要を記す。

<表 20>平成 15 年度卒業生の進路状況集計表 (平成 16 年 5 月 1 日 現在)

[造形学部]

学科	卒業生	就職希望者	就職者	進学者	その他 (作家活動等)	就職率 (就職者/希望者)
日本画学科	34	10	7	5	22	70%
油絵学科	144	46	30	22	92	65%
彫刻学科	31	11	7	8	16	64%
視覚伝達デザイン学科	108	73	57	5	46	78%
工芸工業デザイン学科	142	93	72	4	66	77%
空間演出デザイン学科	131	79	44	2	85	56%
建築学科	81	47	30	8	43	64%
基礎デザイン学科	68	50	31	3	34	62%
映像学科	87	40	22	9	56	55%
芸術文化学科	90	53	33	7	50	62%
デザイン情報学科	94	55	39	4	51	71%
造形学部計	1010	557	372	77	561	67%

就職先の内訳は、建設業 5、製造業 123、情報通信業 48、卸売・小売業 24、金融・保険業 1、不動産業 3、飲食店・宿泊業 2、医療・福祉 3、教育・学習支援業 17、複合サービス事業 1、サービス業 142、公務 1、上記以外 2 となっている。

[点検・評価]

ここ 3 年間の造形学部の就職率をみると、平成 13 年度 (64%) から平成 15 年度 (72%、上記表中の造形学部計の就職率は 67%となっているが、これは平成 16 年 5 月 1 日現在の数値であり、その後の集計と合わせると就職 400 名、就職率 72%となる) にかけて 8 ポイント上昇している。就職希望者が平成 13 年度の 425 名から平成 15 年度の 557 名へと増加した上での就職率の上昇であることから、かなりの好転と見てよい。また、進学者も平成 13 年度の 79 名から平成 15 年度の 119 名へと増加している。就職状況や進学状況は教育効果の重要な指標のひとつであることから、この間の推移は肯定的に評価してよいと思われる。

芸術・美術系大学の学生は学業と就職活動の両立が難しいことから、卒業年度末から就職活動を始める学生も一部いる。その結果については、卒業生の報告などに

## 教育内容・方法等

よると、既卒の採用も増えていることと相まって、最終的に卒業1年以内に職業に就いている数字はデータよりさらに高くなっていると予想している。しかし、正確な把握が必ずしもできていない。

### [改善・改革方策]

就職課が中心となり、卒業後の情報をも正確に把握しうるような調査システムの整備が必要である。本学では、国公立を含め、毎年4、5名程度の中学・高校を中心とする教員採用合格者を出している。中学・高校の現役美術教師の相当数が本学出身者である。これも本学の教育の成果の一つといえるが、何名の本学出身の教員がいて、どの学校に勤務しているかということなどを把握できていない。その他の就職先についても同様である。後に続く者の便宜を図るためにも諸情報の適切な把握が求められる。

また、作家等を目指し、就職や進学を選ばない者もある程度存在する。これは芸術・美術系大学の特徴のひとつといえる。こうした学生にも、しっかりとした人生設計ができるよう、進路指導体制を整える必要がある。現在卒業後の情報は、就職・進学等問わず就職課が対応しているが、今後大学として、昨今の学生の多様な進路を把握し対応していくために新たな進路指導体制も検討していく必要があるだろう。

### (厳格な成績評価の仕組み)

#### A群 履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

##### [現状把握]

本学では、現時点において各学年における履修科目登録の上限設定はなされていない。

芸術・美術系大学の特殊性より下記<表 21>で示すような時間割構成がなされている。演習・実技科目である学科別専門教育科目では、学科ごとにおおよその履修順位や登録単位数が決まってきたり、学生が必要以上の科目を多量に登録することは実質的には不可能である。

文化総合科目（言語・身体文化を除く）・外国語科目・保健体育科目が行われる時間帯の履修状況は各学生により大いに異なる。

##### [点検・評価]

上限が設定されていないため、とくに文化総合科目（言語・身体文化を除く）についてできるだけたくさん登録し、単位を修得するための努力をするかしないかということについては後に考えるといった学生も多数見受けられる。また、後期末になると、複数の課題作品の提出が求められることになる。自宅に持ち帰って作業することができない課題の場合などは、作業場や作業時間の確保など、試験勉強やレポート作成には見られない困難がともなう。そのため、課題作品の制作を優先し、試験勉強やレポート作成に十分な時間を割くことのできない学生もいる。無理のな

い履修計画を立てるということを考えさせるためにも履修科目登録の上限設定に関する検討が必要である。

[改善・改革方策]

同伴に関しては、およそ月1回の割合で開催されるカリキュラム委員会（平成17年度より設置）が検討を行っている。なお、上記観点から、平成17年度より文化総合科目Ⅱ類についてはwebによる履修登録において一部上限（上限6科目）が設けられることになった。

<表 21>

●造形学部 1年/3年

	月	火	水	木	金	土
9:00 I時限	学科別専門教育科目 (演習・実技科目)					
10:30						
10:40 II時限	学科別専門教育科目 (演習・実技科目)					
12:10						
13:00 III時限	・文化総合科目(言語・身体文化を除く) ・外国語科目 ・保健体育科目					
14:30						
14:40 IV時限	・文化総合科目(言語・身体文化を除く) ・外国語科目					
16:10						
16:20 V時限	・文化総合科目(言語・身体文化を除く) ・外国語科目					
17:50						

●造形学部 2年/4年

	月	火	水	木	金	土
9:00 I時限	・文化総合科目(言語・身体文化を除く) ・外国語科目 ・保健体育科目					
10:30						
10:40 II時限	学科別専門教育科目 (演習・実技科目)					
12:10						
13:00 III時限	学科別専門教育科目 (演習・実技科目)					
14:30						
14:40 IV時限	・文化総合科目(言語・身体文化を除く) ・外国語科目					
16:10						
16:20 V時限	・文化総合科目(言語・身体文化を除く) ・外国語科目					
17:50						

A群 成績評価法、成績評価基準の適切性

[現状把握]

教員が教務課に提出する際の評価の基準は0～100点および「対象外」「未受験」の素点方式がとられている。素点80～100点が「優」、70～79点が「良」、60～69点、59点以下が「不可」として学生の成績証明書には記載される。なお、卒業年次生(4年生)のうち、卒業所要単位が満たせなかった者で、定められた条件に該当する場合は、再試験を受けることができることになっている。いずれにしても、3分の2以上の出席が義務付けられており、出席日数の満たない者は「対象外」とされ、単位の修得はできない。また、講義科目定期試験や授業内試験を受験しなかった場合は「未受験」としている。

## 教育内容・方法等

### [点検・評価]

教員が教務課に提出する「採点票」には素点の記入が義務付けられており厳密な評価が求められているといえる。しかし、それゆえにこの素点方式は段階方式よりも教員にとっての負担が大きいと思われる。

### [改善・改革方策]

平成 15 年 9 月 11 日の教務学生生活委員会で「成績・評価の採点方法変更について」という議案が提出され、評価方法について検討された。評価の厳密さと処理の負担とのバランスを考慮し、平成 16 年前期末評価より「優」「良」「可」等の段階評価方式となった。ただし、この方法についての是非は今後数年間の状況を見定める必要がある。

## B 群 厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

### [現状把握]

厳格な成績評価を行う仕組みのひとつとして、出席管理があげられるが、人数の多い授業等では出席管理が必ずしも十分になされていない場合もある。IC カードの導入による出席管理の可能性などが現在検討されている。

作品の提出が求められる実技科目では講評が行われていることは「教育上の効果を測定するための方法の適切性」の項目ですでに述べたが、この講評は公開で行われることが多く、受講生以外の教職員・学生も同席が許される。評価の客観性に向けての努力がなされているといえる。また、この公開講評がオープンキャンパス時に設定される場合もあり、受験希望者を中心とする学外者にもその様子を垣間見る機会が提供されている。

学生が評価に疑問を持つこともある。こうした場合を想定して、成績疑義照会制度が設けられている。「成績疑義照会願」に記入し教務課窓口に提出すると、担当者が担当教員に問い合わせをし、学生に回答することになっている。

### [点検・評価]

他分野と比べ繊細な判断が必要とされる造形分野の評価に際して、講評の公開は、客観性を求める有効な手段であることは間違いない。ただ、講評の公開は評価を受ける学生にとって場合によっては大きな心理的負担になる。また、こうした点についても何らかの配慮をすべきか検討を要する。

成績疑義照会についてであるが、他大学では単位修得できなかった学生にのみ問い合わせの機会が与えられている場合が多いが、本学では何れの評価に対しても成績疑義照会ができることになっており、本学同制度の大きな特長といえる。しかし、掲示板および WEB で情報を提供してはいるが、同制度の存在を学生たちが必ずしも熟知しているわけではない。学生が担当教員を直接訪ねて確認をしている場合が多い。

### [改善・改革方策]

成績疑義照会については、その制度を周知させる方法を検討しなければならないが、同時に

同制度の乱用や煩雑化を防ぐための工夫の検討も必要となる。

また、本学では進級や卒業判定に関わる成績について、教員による評価変更が多く見られる。これは本学の複雑なカリキュラムが関係していると考えられるが、成績の厳密さという観点からは望ましいことではなく、カリキュラム構成の見直しを視野に入れつつ、各教員の意識向上も必要である。

## B群 各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

### [現状把握]

卒業するためには、合計 124 単位以上の修得が必要である。授業科目は「文化総合科目」「造形総合科目」「学科別科目」などのカテゴリーに分類されており、それぞれ最低必要単位数が設定されている。専門に著しく偏ることのない総合的な力を備えた学生の育成に努めている。4 年次末に卒業制作または卒業論文が必修として課せられている。

また、各学年では履修しなければならない科目（造形総合科目 I 類および学科別科目 I 類）を設けており、これらの単位を修得できなければ進級できないことになっている。ただし、修得できなかった造形総合科目 I 類および学科別科目 I 類の単位数が、当該学年に配当された造形総合科目 I 類および学科別科目 I 類の総単位数の 4 分の 1 以内である場合、仮進級扱いとなる。留年は同学年で二度続けることはできず、退学となる。これらは学年末の教授会においてすべて判定、承認される。

本学では、まだ、GPA 制度等の導入については検討されていない。

### [点検・評価]

平成 16 年度に教務学生生活委員会において、新教育課程に関する問題について総合的な視野からの検討および教育課程全体の検討、調整、編成を行う仕組みの検討が行われた。これを受けて、平成 17 年度より、教育課程全体の検討、調整、編成を行う仕組みとしてカリキュラム委員会が新設された。各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための適切なカリキュラムの検討が同委員会で議論されることになる。こうした恒常的な組織が確立されたところは評価してよい。

平成 16 年 4 月実施の「履修登録に関する学生アンケート」などからは、希望する科目が思うように履修できず、卒業までの学習計画が困難であるなどの不満が学生から多数寄せられた。各年次及び卒業時の学生の質を確保するためには、授業の質を問うだけではなく、時間割の検討も必要である。

GPA 制度は学生の質を検証・確保するための方途として一般化しつつあるが、本学では同制度についての検討などが一切行われていない。導入の是非は別として、同制度についてまずは学習する機会を持ち、議論する必要があると思われる。

### [改善・改革方策]

新設されたカリキュラム委員会で学生の要望に答えるための検討が必要である。

## 教育内容・方法等

GPA制度に関する情報提供や議論などが研修会・研究集会等で企画される必要がある。

### (履修指導)

#### A群 学生に対する履修指導の適切性

##### [現状把握]

オリエンテーションは、およそ一週間を要して実施される。平成16年度のオリエンテーションについての概要は下表のとおりである。「学科・専攻別オリエンテーション」において「学生生活ハンドブック」、「科目履修ガイドブック」、「履修登録マニュアル」などが配付され、学科スタッフによる「造形専門科目・学科別科目」の教育内容についての説明が行われる。翌日以降、事務局による学芸員資格取得・美術資料図書館の利用・学生生活・進路・学科履修方法・電子メールの利用・教員免許取得および教員による文化総合科目Ⅱ類についての説明が行われる。そのうえで、最終日、履修についての相談を個別に受け付けている。オリエンテーション初日には、学科・専攻別オリエンテーション、2日目には事務局からのオリエンテーション、3日目には文化総合科目のオリエンテーション、3年次編入生オリエンテーション、4日目には身体文化に関する科目群のオリエンテーションが行われる。

本学では従来からの書類提出による履修登録に加え、平成15年度よりWebによる登録システムを設けた。オリエンテーション時に口頭でWeb登録についての説明があるだけでなく、53頁カラー刷りの『Web登録マニュアル〈新入生用〉[文化総合科目Ⅱ類・造形総合科目Ⅰ類選択必修登録マニュアル]』が用意されており、自宅でじっくりと考えながら手続きを行うことができる。各自の登録状況等が個人画面に表示される仕組みになっている。

##### [点検・評価]

平成15年度、平成16年度のWeb登録に関しては、抽選となる文化総合科目Ⅱ類・造形総合科目Ⅰ類選択必修科目についてのみ実施されている。17年度よりほぼ全ての利用がwebにて登録可能となる予定であり、合理化が進んでいると言える。

##### [改善・改革方策]

本学の複雑なカリキュラムを短期間のオリエンテーションで周知させるためには、現在のオリエンテーション週間の内容を再検討する余地がある。

具体的には、平成17年度より設置されたカリキュラム委員会において、全学的な見地からの見直しが必要である。

#### B群 オフィスアワーの制度化の状況

##### [現状把握]

本学ではオフィスアワーは設定されていない。

## [点検・評価]

オフィスアワーは設定されていないが、学生が質問・相談しやすくするための工夫は学科等の各教育単位や各教員といった様々なレベルで試みられている。学科等の各研究室には助手および教務補助員（平成15年度：助手50名、教務補助員62名）が配置されており、訪ねてきた学生に所属教員の所在を伝えるなど、学生と教員を繋ぐ役割を果たしている。各教員レベルの工夫としては、個人研究室前にメッセージ・ボックスや所在を示すボードを設けたりしている。鷹の台キャンパスに個人研究室を持つ専任教員116名中71名がメッセージ・ボックスや所在を示すボードを設けるなどの何らかの工夫をしている。非常勤講師については、非常勤講師控室に職員が常駐しており、訪ねてきた学生への対応をしている。なお、学部特性から演習系・実技系科目が中心的な位置を占めるが、こうした科目で学生と教員は必然的に密接なコミュニケーションをとることになる。他大学他学部と比較すると学生と教員とは身近な関係を築いているといえるのではない。

## [改善・改革方策]

学生のさらなる利便を図るためにオフィスアワーの検討もしなくてはならないが、現状からするとオフィスアワーを全教員同一時間帯に設定することは難しい。オフィスアワーを導入するとしても学科などの各教育単位や教員個人のレベルでの対応となるであろう。この点に関しては、まずは学生が不便を感じているかどうかを知るための調査を行うことから始めることが妥当である。

## B群 留年者に対する教育上の配慮の適切性

## [現状把握]

修得できなかった造形総合科目Ⅰ類および学科別科目Ⅰ類の単位数が、当該学年に配当された造形総合科目Ⅰ類および学科別科目Ⅰ類の総単位数の4分の1を超える場合、留年の扱いとなる。例えば、当該学年に配当された造形総合科目Ⅰ類および学科別科目Ⅰ類の総単位数が12単位である場合、未修得単位数が4単位以上であるときに留年となる。留年となった者は、その学年に配当された造形総合科目Ⅰ類および学科別科目Ⅰ類を次年度にすべて再履修しなければならない。留年を同学年で二度続けること、すなわち3年間同じ学年に留まることはできない。この場合は退学となる。

## [点検・評価]

留年者に対しては、制度上、授業料の減額などといったような優遇措置はとられていない。また、上述のように、当該学年に配当された造形総合科目Ⅰ類および学科別科目Ⅰ類をすべて再履修しなければならないという規定があり、いったんは単位取得した科目であっても再履修を課している。学生にとっては厳しい処置ではあるが、各年次及び卒業時の学生の質を保障することが重視された結果である。ただし、実際には各学科によって再履修の方法は異なっており、柔軟な対応が行われている場合もある。

## 教育内容・方法等

### [改善・改革方策]

すでに単位取得した科目の再履修は必ずしも生産的な処置ではないとの見方もあり、今後、検討が必要とされる。現在、その点については各学科に全て任されているが、カリキュラム委員会（平成 17 年度より設置）などにおいて、全学的に横断した検討が必要である。

### (教育改善への組織的な取り組み)

A 群 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

### [現状把握]

広い意味での F D 活動は、教育サービス全般にわたっての改善活動であるが、そのなかに授業改善・教育指導方法の改善を目的とした F D 活動があり、この「学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置」はそれにあたると考えられる。

本学では、教員が自らの研究を発表・報告することを目的として年に 2 回「研究集会」を開催しているが、そのテーマとして、新たな教授法の試みなど授業方法の改善に関わる内容が取り上げられ、報告と討議が行われることがある。しかし、教員の教育指導方法の改善を促進することを目的に限定した組織はなく、またそうした取り組みも行われていない。

### [点検・評価]

残念ながら、本学の授業改善を目的とする F D 活動は低調といわざるをえない。

本学には、学生の学修の活性化および授業改善を促すための全学的な組織が設けられておらず、恒常的に議論される場が設定されていない。学科ごとにそれぞれ授業研究や授業改善の取り組みは行われていたとしても全学に向けて公開はされておらず、全学的な議論には発展することがない。F D 活動は、本来自発的・組織的な取り組みであるが、一部の教員及び教育単位の取り組みに終わってしまっている。教員の研究発表の場である研究集会においては、前述のとおり授業改善に関するテーマが扱われることはあり報告者及び参加者は積極的に取り組んでいるが、平成 15 年度研究集会の参加者は前期の集会在約 40 名、後期の集会在約 60 名と参加者数自体が少なく、報告された内容が全学的に共有されているといえない。

### [改善・改革方策]

本学の F D 活動に対する教員の自発的な意識改革と、教育改善・授業改善に関わる問題を全学的な議論の俎上に載せるための枠組みづくり・組織づくりが急務である。

前者の意識改革のためには、他大学の取り組み状況を知ることから始まると思われる。学外で開かれている研修会へ各教育単位から教員を派遣したり、学内で企画された研修会への出席を義務づけるなど積極的な働きかけが必要だろう。また、個々の教育単位で行われている教育改善の取り組みを全学的な活動につなげていくための議論の場を組織として設ける必要があるだろう。

## A群 シラバスの作成と活用状況

## [現状把握]

本学では、毎年4月1日付で『武蔵野美術大学 科目履修ガイドブック』を発行し、学生に配布しており、各学科のオリエンテーションで使用されている。『武蔵野美術大学 科目履修ガイドブック 2004』（平成16年4月1日発行）は918頁からなる大冊子である。各科目のシラバスは「授業概要」「授業計画」（各回の内容）「履修条件・履修上の留意点」「成績評価の方法」「テキスト・参考文献（作品）等」より構成され、授業概要を学生に理解させ、学生が自主的に履修及び大学での学習を進めるための手引きとして活用されている。

毎年10月の教務学生生活委員会で次年度のシラバスについての検討が行われ、同委員会での議論を踏まえて各科目担当者に原稿依頼がなされる。平成15年度は、10月9日開催の教務学生生活委員会で「平成16年度科目履修ガイドブック等の作成について」という議案が提出され、シラバスの検討が行われた。

また、利用者の利便を図るため、冊子と同時にWEBシラバスの作成を検討してきた。平成15年12月8日の教務学生生活委員会で「シラバスのWEB公開について」という議案が提出されたが、これに基づき、平成16年度よりWEBシラバスが作成されるようになった。

## [点検・評価]

シラバスは、授業概要並びに学習目標を提示することで、学生が自らの興味・関心にしたがって履修をし、かつ自主的に学習を進めるための手引きとなることを目的として作成されている。しかしながら、科目によっては、「授業概要」「授業計画」（各回の内容）「履修条件・履修上の留意点」「成績評価の方法」「テキスト・参考文献（作品）等」といった必要項目を全て満たして記述されてはいなかったり、記入要領に則って記載されていないものもある。中には、全ての項目を「未定」と記載している科目まである。毎回の詳細な授業内容をあらかじめ載せることが難しい場合で、担当教員が授業開始時に学生に対し補足して提示することはあるだろうが、必要項目は全ての科目において必ず記載すべきだろう。また、表記の仕方が統一されていないため、学生にとってわかりづらい科目もある。

## [改善・改革方策]

シラバスに関しては、利用状況等の把握とその改善を目的として平成16年度から毎年度「科目履修ガイドブック・WEBシラバス アンケート調査」を実施することになった。平成16年4月配付のシラバスと同WEBシラバスについての調査は、11学科の新入生・在学生・全研究室スタッフを対象に5月13日から31日に実施する予定となっている。シラバスの作成にあたっては、アンケートの結果を吟味し、学生にとってわかりやすいシラバスの作成につとめなければいけない。すべての科目において、シラバス執筆者は必要項目を満たした記述をすることは勿論のこと、授業内容の説明にとどまらず、学生が履修計画や学習計画をたて、自主的に学習を進める手助けとなるようシラバスの充実を進めていくべきである。

## 教育内容・方法等

### A群 学生による授業評価の活用状況

#### [現状把握]

学生による授業評価アンケート調査は、一部の教員や研究室がこれまで独自に行ってきたが、全学的な実施には至っておらず、全学的実施に向けて調整中である。本学では教務学生生活委員会での調整のための議論が行われている。

#### [点検・評価]

本学では、科目による授業形態が大きく異なるため、全学的に統一された形式と内容の質問では実質的な授業改善に資する調査が難しいと考えられる。したがって、学科研究室単位での導入が予定されている。

#### [改善・改革方策]

学生による授業評価が研究室単位で順次導入されることになってはいるが、必ずしも全ての研究室で具体的な予定が立てられ、作業が進められているわけではない。まずは今年度の各研究室での調査実施状況を把握していく必要がある。教員間で授業評価の意義を確認し、積極的な導入をはかるべきである。

### B群 FD活動に対する組織的取組状況の適切性

#### [現状把握]

本学では、授業改善や教育指導方法の改善、シラバスの整備、学生による授業評価といった教育改善を促すための組織的取り組みはない。それぞれが別々に進められているのが現状である。

全学教職員を対象にした研修会としては、毎年テーマを決め「全学研修会」を開催し、よりよい大学づくりをめざして意見交換・情報交換をしながら相互学習を進めている。研修会の中では授業改善に資するテーマが設定されることが多い。平成15年度の研修会では「中等教育における美術教育と生涯学習へのかかわりー武蔵野美術大学と学外活動ー」というテーマで、学外からのゲストを含めた複数の報告者から話題提供が行われた。具体的には以下のとおり。

1. 研修会の趣旨 及部克人教授
2. 中等教育における美術教育の現況
  - ① 初等中等教育の教育課程 大坪圭輔教授
  - ② 普通高等学校から 佐藤清親氏（都立小石川工業高校校長）
  - ③ 芸術高等学校から 栗山広直氏（埼玉県立芸術総合高校教諭）
  - ④ 高等学校の新しい取り組み 徳山高志氏（吉祥女子高校教諭）
3. 生涯学習の現況「地方行政の取り組みを中心として」君塚洋一氏（文化科学研究所）

5名の報告を踏まえてグループ討議・全体討議がその後行われた。討議の中では教育方法や大学の在り方についても議論されるなど、FD活動と大きく重なるものになった。

## 〔点検・評価〕

研修会の対象者は、専任教員・助手・事務系職員であり、平成15年度研修会のそれぞれの参加者数は、専任教員が47名、助手7名、事務系職員76名であった。専任教員の参加率が4割を満たしておらず、残念ながら本学の教員のFD活動への意識は高くないといわざるをえない。報告者および参加者は積極的に取り組んでいるが、根本的な教員の意識改革が急務であると考えられる。

また、授業改善、シラバスの整備、学生による授業評価など関連づけながら本学の教育改善について全学的に議論するための組織がない。そのため、各教育単位、各部署ごとに問題が認識されていても、全学的な議論へなかなか発展せず、問題がなかなか解決されていないという状況である。

## 〔改善・改革方策〕

本学の教育課題を見極めるためには、まず現状把握から始めなければならない。それぞれの教育現場での取り組みや身近なテーマから議論を始めるのが有効と思われる。たとえば、毎年各学科研究室、教育単位、事務局等がそれぞれ認識している問題やそれに対する取り組みを報告し、公開討論する場を設けるなどして、学内での問題認識、現状把握を行うことも有効と思われる。

また教員の意識改革のために、教員研修として、学外で開催されている公開討論会等に出席し、他大学の事業報告や今日の大学教育の現状を認識し、本学の位置づけを明らかにする作業も欠かせないであろう。

こうした活動を進め本学の方針を定めるために、全学的なFD活動を促進するための組織づくりを考えていくべきである。

## (授業形態と授業方法の関係)

## B群 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

## 〔現状把握〕

授業形態は、「集中制」と「曜日・時限制」が採用されている。また授業方法は、「講義」「演習」「実技」があり、「実技」科目及び一部「演習」科目では、「集中制」が採用されている。一方「講義」科目では、「曜日・時限制」が採用されており、各授業は年間26回実施している。

授業時間は、90分を1コマとし、1時限(9:00)から5時限(17:50)まで開講している。「講義」科目は、原則として定員を設けていない授業である。「演習」科目ならびに「実技」科目では、定員制で実施しているものが多い。「演習」科目や「実技」科目では教室が複数にわたることもあるため、授業補助員が教員の指導の補助についたり、「実技」科目では各工房を教員が回り1対1で指導を行うなど学生とのコミュニケーションをはかりながら授業を進めている。

本学のカリキュラムとは、原則的に「午前・午後制」で構成されている。「午前・午後制」とは、学部の1、3年生が午前に「演習」・「実技」科目をとり午後に「講義」科目を受け、逆に、2、4年生は午前に「講義」科目を午後に「演習」・「実技」科目を取るというシステムである。

## 教育内容・方法等

しかし、一部の「曜日・コマ」制の授業を行う学科では「午前・午後制」を採用していない。

### [点検・評価]

本学は、日本画学科・油絵学科・彫刻学科といった美術（ファインアート）系学科と、視覚伝達デザイン学科・工芸工業デザイン学科・空間演出デザイン学科・建築学科・基礎デザイン学科・映像学科・芸術文化学科・デザイン情報学科といったデザイン系学科があり、美術系及び一部のデザイン系学科では「集中制」、または「曜日・時限制」の授業形態を採用し、それぞれの学科の特性を生かしたカリキュラム編成をしていると評価してよいだろう。

しかし、「集中制」の授業形態を採用している学科は、「午前・午後制」を採用している一方、一部の「曜日・コマ」制の授業を行う学科で、「午前・午後制」を採用していない場合もあることから、「集中制」の授業形態を採用している学科の学生との履修条件に差が生じるという弊害が発生している。今後この「集中制」と「午前・午後制」の問題について改善するよう検討していく必要がある。

### [改善・改革方策]

「午前・午後制」を採用している学科とそうではない学科が存在することで生じる弊害については、一部の学生にとって不利益にならないように、カリキュラム委員会（平成17年4月設置）等にて、今後早急に改善のため検討する必要がある。

## B群 マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

### [現状把握]

パワーポイントなど、電子教材を使用した授業は分野を問わず複数みられる。また、学生にコンピュータの使用を求める授業は数多く存在し、同時に、造形総合科目の「コンピュータ演習」をはじめ、例えば学科専門科目の「ウェブ情報デザイン論」（視覚伝達デザイン学科）、「基礎演習（コンピュータ演習）」（工芸工業デザイン学科）、「CAAD（Computer Aided Architectural Design、コンピュータに支援された建築デザイン）」（建築学科）、「映像工学」（基礎デザイン学科）、「CG演習」（映像学科）、「ヴィジュアル・コミュニケーション・デザイン」（芸術文化学科）やデザイン情報学科の半数以上の科目など、マルチメディア関連機器の知識や使用能力が高まる授業が用意されている。

なお、28ある講義室のうち、27の講義室にインターネット接続端子が設置してあり、ノートパソコン等が容易に使用できるようになっている。また、1号館3階の共用コンピュータ室をはじめとする13のコンピュータ室ないしはコンピュータ演習室が用意されている。教務課が直接担当する6つの共通コンピュータ室の設置台数は、9-202室—Mac32台、9-203室—Mac29台、9-204室—Mac32台、8-214室—Mac39台、12-300室—Mac44台、1-213室—Mac19台・Win13台となっている。各学科に属するコンピュータ室保有のパソコンと合わせると、1,000台を超える数になる。eラーニングなどの形態をとった複数教室での同時進行授業等は現在のところみられない。

[点検・評価]

パソコンの設置台数やインターネット接続端子、AV機器等の準備状況など、また、学科関係のさまざまなソフトウェアを最新のものまで積極的にそろえていることなどからすると、マルチメディア関係の環境は良好であるといえる。しかし、いわゆるeラーニングの導入は全学的に遅れており、教員の教材作成についての意識向上が望まれる。

また本学では、学部特性から使用パソコンはMacが主流を占めている。Windowsを使い慣れた多くの新生にとって戸惑いもあると聞く。

[改善・改革方策]

本学では、いわゆるeラーニングについての導入は進んでいないが、美術の単科大学としてどのような形での導入が可能か、またはそのあり方から全学的な検討が必要である。すでに平成19年竣工予定の新校舎に入る講義室はeラーニング対応設備を予定、また、初歩的なPC教育については全学科共通の講習形式で平成18年度より一部実施している。

B群 「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性

本学では「遠隔授業」による授業科目の単位認定は通信教育課程で行っているが、「通信制大学学部等」は今回対象外項目としているため、本項目も点検・評価対象外とした。

### (3)国内外における教育・研究交流

B群 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

[現状把握]

本学では、美術・デザイン領域のグローバル化に対応して、異文化間交流の促進や教育研究の新たな展開のために、様々なレベルでの国際交流活動を展開している。

この交流の中には、学生の交流、教員（研究員）の交流、学術交流、国際シンポジウムの開催と参加、作品交換、学術資料、情報の交換、国際会議の開催などが含まれている。

海外教育機関との交流としては、現在（2004年度）本学では次の8つの海外大学、教育機関と交流協定を締結している。

- ① 国立中国美術学院（中国・平成6年交流協定締結）
- ② パリ国立高等美術学校（フランス・平成8年交流協定締結）
- ③ 国立ヘルシンキ美術デザイン大学（フィンランド・平成8年交流協定締結）
- ④ チリ・カトリック大学 DUOC 財団設立専門機関（チリ・平成9年交流協定締結）
- ⑤ ミラノ工科大学第3建築・デザイン学部（イタリア・平成13年交流協定締結）
- ⑥ ノッティンガム・トレント芸術大学（イギリス・平成13年交流協定締結）

## 教育内容・方法等

- ⑦ 弘益大学校（韓国・平成 14 年交流協定締結）
- ⑧ ケルン国際デザイン大学（KISD）（ドイツ・平成 16 年交流協定締結）

### [点検・評価]

本学の教育・研究は、充実した学術研究環境を形成するため、国内外の大学やさまざまな機関との交流・提携を積極的に推進している。交換教授や交換作品展を始め、一部の提携校とは交換留学制度も始まっている。国際社会への貢献として、研究成果の公開、研究者・留学生との情報交換と交流等、様々な形で取り組み情報を発信しており、国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針は適切であり、今後さらなる発展が期待できる。

### [改善・改革方策]

学部等は、その教育目標に応じ基本方針のもと今後諸外国の教育機関との間を学生が円滑に移動できるよう配慮するとともに、学生に多様な学習に機会を提供することが望まれる。また教育研究の多様化、活性化を図るために国内外の大学や教育研究機関とのより一層の連携、交流を可能とすることができるよう今後の努力が望まれる。将来としては、本学の国際化についての目標を明確化し、多様化した専門研究分野の中でのさらに新しい視点のもとに推進していく努力が望まれる。

## B群 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

### [現状把握]

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置として、本学では訪問教授による特別授業を行っている。

本学の授業を活性化するために、国内外のそれぞれの領域で活躍する専門家を、授業科目の一環として、訪問教授として招き、講義や講評会という形式で特別授業が開講されている。これまでも著名なアーティストやデザイナーの講演や講評会、公開シンポジウムなどが多彩に行われている。また、テーマを設定したワークショップや学科の枠を越えた合同制作、講評会などの実験的な試みもなされている。

さらに訪問教授は、特別講義、実技指導を集中的に行うほか、全学を対象とした課外講座を担当している。課外講座は課外活動に位置づけられ、美術・デザインの専門大学としての特性を生かした自由なテーマで行われており、特別授業同様、国内外のアーティストやデザイナー、研究者を招いて随時開催され、学科の枠を越えて、講演をはじめ、対談、シンポジウム、ライブなど多彩な形式を持ち、毎年恒例となったシリーズも開講されている。

戦前から行われていた本学の留学生の受け入れは、昭和 58 年度の入学試験制度の確立により年々増加し、現在では毎年約 70 名が在籍している。また、平成元年には外国人研究員制度が設けられ、これまでに各国から教員、アーティスト、研究者など約 20 名を受け入れている。外国人研究員は、国際交流基金のフェローシップの取得、あるいはそれに準ずる外国の公的機関の認定などを条件としている。

その他、本学ではフランス政府とパリ市の援助によって昭和 40 年に開設された「国際芸術

都市」にある2つのアトリエに毎年2名の研究員を派遣している。本学を優秀な成績で卒業し、将来が期待される若手、あるいはすでに業績が評価され、芸術都市の目的である芸術家の交流に寄与できる作家や研究者が本学の推薦・審査によって選ばれ、1年間のアトリエの貸与と研究費が助成される。

これまでに約60名が派遣され、世界約40カ国から集まった、様々なジャンルの若い芸術家達との交流を深めながら、それぞれの制作や研究、発表を展開している。

#### [点検・評価]

訪問教授や国際芸術都市への研究員派遣は制度として非常に長い歴史を持っているが、その特性上形骸化の傾向は見られず、国際的な教育研究交流の目的を果たしているといえる。

留学生の受け入れについてはその多くがアジア圏からのもので、一時母国の諸情勢悪化の際には100名以上の受け入れが見られたが、現在は毎年ほぼ同数の推移を見せており、大学は引き続き国際交流の一端を担っていると見え、評価できる。

大学の受け入れ体制としては国際部に国際交流留学生課が設置され、国費、私費にかかわらず細やかな窓口対応がなされており評価できる。

#### [改善・改革方策]

交換留学制度も含め、現在は訪問教授や留学生といった個々の交流が進んでいるが、教育研究交流の「緊密化」の促進をさらに深く追求するためには、学部・学科単位でのより広範囲な交流が必要と思われる。また、研究員の派遣や公開シンポジウム等に止まらず、作品・研究レベルでの成果が期待される。

### C群 教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性

#### [現状把握]

教育研究及びその成果の外部発信の状況としては、学生作品の発表会、展覧会、オープンキャンパスを開催していることが挙げられる。毎年1月末に、鷹の台キャンパス全体をギャラリーとして、全ての修了、卒業制作および論文を一般公開するほか、各学科の授業や研究成果、独自のプロジェクトなどの発表、展示も随時国内外各所で行われている。

また、毎年6月にはオープンキャンパスが開催され、期間中は課題作品の展示や上映、公開授業、施設見学会、学生との交流会、資料配付など、様々な企画が用意されている。

さらに、内外の教育機関との交流については、充実した学術研究環境を形成するために、本学では国内外の大学や様々な機関との交流、提携を積極的に推進し、交換教授や交換作品展を始め、一部の提携校とは協定交換留学制度も始まっている。また、早稲田大学との学術交流や、国際基督教大学、国立音楽大学、東京経済大学、津田塾大学からなる「多摩アカデミックコンソーシアム(TAC)」など、国内のネットワークにも参画し、施設の相互利用や単位互換制度などが実現している。

また、本学を含む多摩地区の50の大学、52の行政機関、企業、NPO(いずれも協賛会員を含

## 教育内容・方法等

む)などで構成される「学術・文化・産業ネットワーク多摩」の活動にも参画し、交流の輪はますます広がっている。

### [点検・評価]

卒業・修了制作展は、学生や教職員への公開だけでなく、企業へのアピールの場となっておりその役割は大きい。

オープンキャンパスは平成14年度からの比較的新しいイベントであるが、初年度より2000人規模の来場者を迎え、さらに平成16年度では3000人規模まで拡大しており、短期間内で学内外に根付いたと言える。当日は各教育単位が独自の授業内容を積極的に公開しており、学外への外部発信の一環として評価できる。

単位互換制度では、早稲田大学が当初の定員を毎年度満たしており、学生の要望を反映していると言える。TACについては本学は受け入れ学生数が最も多く、本学特有の授業が他大学の学生に対して魅力あるものとして認識されていると思われ、評価できる。

### [改善・改革方策]

研究成果の外部発信としては、卒業・修了制作展の他に、各教育単位が独自に都心などでの展示会等を積極的に行っている。今後は教育単位ではなく、大学全体として情報発信の戦略的計画を明確にし、それに沿ったかたちでの外部発信が必要と思われる。また、現在研究支援センターが中心となって展開している産官学共同プロジェクトについても、全学的なアピールとしての視点が必要だと思われる。

## 大項目 3 - 2 〈大学院〉 教育内容・方法等

### (1) 教育課程等

(大学院研究科の教育課程)

A群 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連

#### [現状把握]

教育課程は、武蔵野美術大学大学院規則第 3 条に定める区分（1 研究科）に基づき、博士前期課程（修士課程）として 2 専攻を置き、別表 1「博士前期課程（修士課程）授業科目及び単位数」によって定めている（平成 16 年度から博士後期課程 [3 年制] が開設された）。

美術専攻には日本画、油絵、版画、彫刻、造形学、芸術文化政策の 6 コースが、デザイン専攻には視覚伝達デザイン、工芸工業デザイン、空間演出デザイン、建築、基礎デザイン学、映像、デザイン情報学の 7 コースが設けられている（平成 18 年度からデザイン専攻に写真コースの開設が予定されている）。

修士課程の修業年限は、大学院規則第 2 条第 2 項によって、2 年と定めている。

授業科目は、美術専攻の授業科目、デザイン専攻の授業科目、各専攻共通の授業科目に区分される。

美術専攻の授業科目とデザイン専攻の授業科目は、専門教育科目と総称され、各コース毎に 20 単位の授業科目が開講されている。これらは、そのほとんどが必修科目である。

各コース共通科目は、コースを問わず履修することができる科目であり、15 科目（計 56 単位）が開講されている。そのすべてが選択科目である。

本学の教育理念の特徴は、「美術を技術的専門性だけではなく、総合的な人間形成をもって成るものと考えた」点にある。本大学院の教育の目的は、大学院規則第 1 条において「学部における一般的・専門的教育の基礎のうえに、美術・デザインに関する専門の技能、理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めた人材を養成し、もつて文化の創造・発展に寄与すること」と記され、また修士課程の目的は、大学院規則第 2 条第 4 項において「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を有する職業等に必要な高度の能力を養うこと」と記されている。

#### [点検・評価]

本大学院造形研究科の目的は、学校教育法第 65 条に定められた「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」という規定に合ったものである。

造形研究科修士課程の教育課程は、その目的の達成に向けて体系的に編成され、授業科目が開講されており、大学院設置基準第 3 条第 1 項に定められた「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職

## 教育内容・方法等

業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。」という規定に適ったものである。

造形研究科の教育の特色については、入学希望者を対象とした案内には記載されているが、造形研究科の学生を対象とした『大学院造形研究科履修要項 2004』では、資料編として大学院規則が収録されているものの、具体的な記載はとくにない。研究科の教育目的と教育課程との関連を理解することは、学生が個々の授業科目の位置づけを把握するうえで重要であることから、改善が望まれる。

修士課程修了の要件については、大学院設置基準第 16 条第 1 項において、「大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格すること」と規定されている。この規定によれば、修士論文に向けた研究指導は、30 単位の学修とは別に位置づけられている。これは、卒業論文等の成果に単位を授与することを可能としている大学設置基準（第 21 条第 3 項）と異なる点である。造形研究科では、コース毎の専門教育科目に関する授業の概要説明において、修士作品・修士論文（修了制作・研究）との関わりに言及した記述が一部で見られるが、ともすると授業科目の固有の内容が不明瞭な場合があり、改善が望まれる。

### [改善・改革方策]

造形研究科の目的や、それに基づいた教育課程編成の考え方について、学生が理解できるようにするため、『履修要項』等において、個々の授業科目の説明に先立つかたちで、より具体的な説明を行っていくことが望ましい。また、修士作品・修士論文の制作・研究のための指導の、教育課程上の位置づけ、あるいは授業科目の固有の内容との関係について、より具体的な説明を行っていくことが望ましい。そのためには、研究科委員会の下に作業部会を設け、これまでの資料や現状の把握をもとに記述として整理し、それを研究科委員会で確認していくなどの方法が考えられる。

B 群 「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

### [現状把握]

修士課程の教育内容と養成する人材との関係については、「将来の創作活動への方向性を見据えながら、作家として自己確立をしていくことを目標とします」（日本画コース）、「次世代を担う表現者・研究者の育成を目標としています」（版画コース）、「将来彫刻家、美術家をめざす者としてさらに専門性を深め、そのための情報を受信し、対社会的に自己の表現を発信していく場として開かれた 2 年間です」（彫刻コース）、「美術史・美学・芸術学・造形学などの学術的研究を目的とし、専門性と造形学全般に関する理解と認識を高めていきます」（造形学コース）、「人のコミュニケーションをダイナミックなプロセスとして捉え、実践と理論を通して新しいデザインを模索し、自己の専門分野の確立をめざします」（視覚伝達デザインコース）、「総合的な集団指導を通じて、観念的思考に偏向しないスペシャリストの育成をめざします」（空間演出デザインコース）などのように述べられている。

[点検・評価]

前述のとおり、各コースの教育内容と養成する人材の関係については、明らかにされているが、養成する人材についての、修士課程全体としての共通像と、コース毎の具体的な人材像、それらと教育課程および授業科目編成との関係についての説明はとくに見られない。コースの教育の目的や授業内容の趣旨を具体的に示す方法の一つとして養成する人材像を明らかにすることは重要であり、改善が望まれる。

[改善・改革方策]

修士課程では学士課程以上に、専攻分野と職業との関連性が高いことから、職業や養成する人材についての説明は、研究科案内や『履修要項』の改訂にあわせて専攻やコースごとにそれらの記述を充実させていくことが考えられる。その際、養成を目指す人材像を職業として示す場合には、その職業においてとくに求められる能力や、その能力の育成と教育課程や授業科目の内容との関係について、より具体的な説明を行っていくことが必要である。また、大学や造形研究科の理念・目的との関連性に配慮するとともに、他専攻・コースとの共通面や相違面が具体的に理解できるようにし、さらに実際に学習が可能な事項、教育の直接的成果として達成可能な範囲を明らかにすることが重要である。

B群 「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

博士後期課程の開設が平成16年4月であることから、平成20年4月に提出する大学基準協会宛て報告書には含まれるが、今回は除外した。

A群 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

[現状把握]

2専攻13コースのうち美術専攻造形学コースは、造形学部に該当する学科を持たない、修士課程のみの専攻分野である。それ以外の12コースは、いずれも造形学部における11学科の専攻分野に基づくものである（美術専攻油絵コース・版画コースは造形学部油絵学科の油絵コース・版画コースに該当する）。

造形学部の教育内容との関係については、「学部4年間または他大学で培った日本画の基礎を踏まえたうえで、より一層の自己確認を繰り返しながら研究を積み重ねていきます」（日本画コース）、「大学院での研究課題は大学の4年間で習得したものを専門的に深く探求することにより、徹底して作品と個人が求められます」（油絵コース）、「大学院を大学の単なる延長と

## 教育内容・方法等

してではなく、変転する価値観の中で美術のありかたを考察し自己の専門性を確立する過程として位置づけています」(彫刻コース)、「大学4年間で学んだ建築設計を総括する視点から、それが社会的・経済的・文化的背景とどのように関連づけられているかを精緻に研究することを主要な目的とします」(建築コース)と述べられている。これら以外のコースでは、コースの教育に関する事柄として、造形学部における教育との関係についての言及はとくに見られない。

### [点検・評価]

「研究」や「専門性」といった点が強調されていることから、学士課程と修士課程との目的の違いが教育課程の編成にあたって念頭に置かれていることがうかがえる。一方で、造形学部における学習を基礎として、そのさらなる探求や総括を修士課程において行うといった点も表明されていることから、学士課程と修士課程との教育内容上の連続性についての配慮もうかがうことができる。

それぞれの専攻・コースにおいて、造形学部の教育内容との共通する点や相違する点が明らかに示されていない点は、改善が望まれる。また、すでにある説明においても、趣旨に関する抽象的・概念的な表現が主で、授業科目編成や個々の授業計画と関連づけた具体的な説明がない点は、改善が望まれる。

### [改善・改革方策]

学士課程の教育内容との関係についても、研究科案内や『履修要項』の改訂にあわせて専攻やコースごとにそれらの記述を充実させていくことが考えられる。その場合、学士課程と共通する基盤や、授業内容において相違する点、他大学の学部や専攻の異なる学科から入学する学生に向けた留意点などを具体的に明らかにすることが重要である。

A群 修士課程における教育内容と、博士(後期)課程における教育内容の適切性及び両者の関係

A群 博士課程(一貫制)の教育課程における教育内容

A群 課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

博士後期課程の開設が平成16年4月であることから、平成20年4月に提出する大学基準協会宛て報告書には含まれるが、今回は除外した。

### (単位互換・単位認定等)

B群 国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあつては、実施している単位互換の適切性

本大学院では単位互換を実施していないため、本項目は点検・評価対象外とした。

(社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)

A群 社会人学生、外国人留学生、帰国生徒へ教育課程編成上、教育指導上の配慮

[現状把握]

前項の本学の学生数・教職員数の趨勢をまとめた表によれば、平成13年度に造形学部と大学院を合わせて70名前後であったものが、現在では造形学部のみで約70名、大学院を合わせると100名程度の規模の留学生を迎えている。大学院生のうち、交換留学生についてはチューターを付けるなどの措置を行っているが、私費外国人留学生については特段の配慮は行っていない。また、外国人留学生専門の授業は開設されておらず、日本人学生と同一授業を受けている。社会人入学者への特別な制度は設けられていない。

[点検・評価]

私費外国人留学生については、入学時点で日本語によるコミュニケーションを前提としていることから、留学生専門の授業がないことについては一概に否定要素になるとは考えられない。また、交換留学生については受け入れ研究室があらかじめ決められていることから、教育指導上の配慮は行われており、評価できる。

[改善・改革方策]

外国人、とくにアジア地域からの留学生は今後増加すると予測されるが、留学生向けの教育課程編成を実施する場合には、今後時間を掛けた検討が必要であろう。

社会人学生については、教育的配慮の前段として、まず受け入れについて大学の中長期的な展望が必要であり、これに基づいたかたちで教育課程をはじめとした各種の検討を進めるべきである。

(研究指導等)

A群 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

[現状把握]

造形に関する高度な専門性を持つ人材の育成を行ってきた修士課程に加えて、平成16年4月、新たに博士後期課程を開設したことにより、美術、デザインに関する総合的な教育研究機関としての本学大学院の全容が整った。

博士前期課程に相当する造形研究科修士課程は、美術専攻とデザイン専攻の2専攻、13コースからなり、それぞれ独自性を持った制作、研究が進められている。また平成18年4月にはデザイン専攻に写真コースが新設される予定である。さらに博士後期課程には造形芸術専攻が置かれ、「作品制作」「環境形成」「美術理論」の相互に横断的な3つの研究領域が設定されている。

修了要件として、修士課程では、2年以上在学し、各コース別の必修科目20単位及び各コース共通の科目から10単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ修士作品又は修士論文の審

## 教育内容・方法等

査及び最終試験に合格することにより修了となる。

博士後期課程においては、3年以上在学し、1年次及び2年次に配当された選択科目から4単位及び各学年に配当された必修科目から6単位、合計10単位以上修得し、かつ博士論文の審査及び最終試験に合格することにより修了となる。修士課程の学位論文は、「修了制作」の中に位置づけられ、2年次より具体的な指導が行われる。博士後期課程は2年次開設科目の「総合研究Ⅰ」、3年次の「総合研究Ⅱ」の中で、予め指名された学位論文担当により指導が行われる。

### [点検・評価]

本学の教育体制は、造形学部の教育体制を骨格として成立しており、大学院修士課程においても指導体制は造形学部を基礎として、各コースに関する授業科目が置かれ、造形学部の各学科・専攻の研究・制作をより専門的に深めるよう研究指導がなされている。

また、博士後期課程においても造形学部から修士課程までの教育体制を一専攻に統合したものととして構想・設置されており、本学の有する全学的な資産を活用し、研究教育の指導がされていることは評価できる。また、修士課程における共通専門科目の設置など、他の領域からの知識や刺激が絶えず得られる教育体制を取りつつ、学生が自ら選択した各自の専攻分野をより主体的に研究できるように研究科等にふさわしい授業科目が配置され、研究を自由に適切に取り組むことができる体制を取っている。

また、修士課程における学位論文の作成等を通じた教育・研究指導については、先述の体制をもとに学生の個性を尊重し、独自の世界をより深く、広く、多面的に発展させていくための研究・教育指導が各コースにおいて定着しており、適切である。

### [改善・改革方策]

本学におけるより専門的な教育機関としての独自性を持った大学院を実現していくためには、多様化が進む現在の社会において、教育・研究指導、論文作成等の指導においても、今後より一層多様で柔軟な指導体制への改善の努力が望まれる。とりわけ、今後完成年度を迎える博士後期課程については、母体となる各研究室との連携、論文指導および審査体制について、博士後期課程運営委員会を中心に、具体的な検討が必要である。

## A群 学生に対する履修指導の適切性

### [現状把握]

履修指導にあたっては、入学時に修士課程および博士後期課程それぞれ専用のオリエンテーションが設定されており、授業方法、授業計画、授業に向けての準備等を明確にし、主体的に取り組むよう指導を行っている。

具体的には、シラバス（履修要項）などを使用し、授業概要、授業計画、履修条件、履修上の留意点（授業以外の学習方法を含む）、成績評価の方法、テキスト・参考文献（作品）等について、各コースの研究室と事務所管である教務課とで、別途指導を行っている。

また修士課程については、インターネットを利用したweb登録を導入しており、的確な履修

登録ができるよう教務課より指導している。

#### [点検・評価]

入学時に行うオリエンテーションでは、シラバス等により授業概要・授業計画、履修の条件、履修上の留意点、成績評価の方法、参考文献等が具体的に示され、学生の教育・研究の意識をより高めて、学生が意欲的に専攻分野の研究を深めることができるように適切な履修指導を行っている。

また、シラバスは、開設している各々の授業科目の目的、意義についても深く理解できるように作成されており、授業概要・計画、履修条件、成績評価の方法等が明確にされている。これらに沿って教育、研究の指導が行われている他、学位の授与に関する要件や基準についても学生が内容について十分に理解できるための指導を行っており、評価できるものである。

ただし、博士後期課程については、授業運営自体が手探りの状況であり、履修指導方法も見直すべき点がある。

#### [改善・改革方策]

学生に対する履修指導の取り組みは相応であるが、多種多様な専攻分野に関する情報の周知に関しては、今後さらに効果的な方法を積極的に検討していくことが望まれる。とくに博士後期課程については、履修指導を含めた全体像の周知徹底が急務であり、具体的な方策の検討が必要である。

### B群 指導教員による個別的な研究指導の充実度

#### [現状把握]

本大学院担当教員は、シラバス（履修要項）に、授業科目一覧とともに示されている。また各コース共通科目においては、担当教員による授業概要、授業計画、履修条件・履修上の留意点、成績評価の方法、テキスト・参考文献等が、具体的に示され、学生一人一人が各自の研究テーマ、造形美術研究、実践的な創作活動ができるよう研究指導がされている。また、指導教員は各コース、専攻の母体研究室において、研究領域により、それぞれ分担がされている。

#### [点検・評価]

学生が各自の専攻分野における研究に主体的に取り組み、発展させていくために、修士課程および博士後期課程の教育目的に沿って体系的なカリキュラムによる授業が行われている。一方で、各コース・専攻においては、同一研究室であっても幅広い分野、教育内容に対応し得る体制が整っており、各指導教員による授業についても個別的な指導が行われていて、評価できるといえる。

ただし、各研究室や教員による専門分野の細分化により、縦割りの組織に陥らないよう十分留意すべきである。

## 教育内容・方法等

### [改善・改革方策]

研究指導や実技指導の個別的な研究指導は、学生の持つ力を様々な形で発展させ、可能性を引き出す上で重要であり、本学では個別の研究指導を大事に受け止め、継続して努力してきている。さらに、教員が学生と向き合い、質の高い研究指導を行うための時間的な環境が必要と思われるが、先述のように必要以上の細分化による弊害を防ぐため、カリキュラム委員会（平成17年度より設置）等において常に全学的な視点での指導体制の点検が望まれる。

## C群 複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化

### [現状把握]

本大学院では、各コース（修士課程）の必修科目、共通科目を問わず、専任教員および非常勤講師により多くの授業で複数指導制をとっている。この場合、講義系科目についてはオムニバス形式で、演習科目については同時複数制が多く見られる。

### [点検・評価]

学生の一人一人が様々な能力を持ち、可能性を持っている本大学院の教育研究指導では、個別による指導体制が大切であるとともに、複数指導制は学生の持つ各自の専門研究を多面的に発展させていくことができる、また豊かな広い視野で多様な角度から研究指導ができる利点がある。

指導上の責任においては研究科の主任教授が全体の責任の取りつつ、研究教育指導にあたっては担当教員を中心に全体としての指導に対する一貫性を持つことに気を付けて取り組み指導しており評価できるものである。

### [改善・改革方策]

シラバス（履修要項）には、教育研究指導・指導責任についての明確な内容が詳しく記載されていない。記載されている内容についても差があり、研究科としての姿勢を統一した形で学生に周知することが大切であり、今後さらに改善、検討の努力が望まれる。

## C群 教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性

### [現状把握]

異なる専攻分野への関心と理解を深めるため、修士課程の各コース別必修科目の一部については、他コースの学生の履修を認めている。また博士後期課程については、各領域共通の必修科目として造形芸術特論が開設され、学外で活躍する各分野のアーティスト等を招いた魅力的な授業が行われている。さらに各授業内では担当教員と共に非常勤講師も含めた複数教員が作品の講評を行っている。

### [点検・評価]

教員の学内、学外での創造作品の発表は、学生にも刺激を与え、教員自身の勉強にもなり、双方の学問に対する緊張感を高めていくこととなり、学問的刺激を誘発させることができる。

また、講評会においての担当教員に非常勤講師を加えての全員の講評会は、自身の作品について考察していく大切な機会を与えてくれる。創造的な表現についての可能性を考察する多様な機会を持ち、作品、研究の中心をたえず探っていくことは、貴重な学問的刺激を誘発させることにつながっていく。

修士課程における他コース開設科目は、大学院生たちが自分の専攻分野以外の教員に接し、その仕事や考えを知る貴重な時間となっている。大学院生が異なる専攻への理解を深め、交流を図り、各自の目標、手法、意図、思想等について様々な学問的刺激を受けることができている。学問的刺激を誘発させるための措置は、多様であり、評価できるものである。

#### [改善・改革方策]

本大学院における他コース開設科目、共通科目の大半が講義系科目となっている。施設設備面の充実が前提ではあるが、今後は、演習・実習科目による共通科目の開設が望まれる。

### C群 研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策

#### [現状把握]

本大学院では、あらかじめその教育環境・教育体制を整えた上で、各研究分野への受け入れを、修士課程では専攻・コース別、博士後期課程では領域別の入学試験として実施している。修士課程は学部の各学科を母体としていること、また博士後期課程では入学前に指導教員の指名、学習計画書の提出を求めていることなどから、入学後は専攻・コースや領域、指導教員の変更は認めていない。

#### [点検・評価]

修士課程では、専攻・コースの変更は認めていないが、母体研究室内での複数教員の指導を受けることは事実上可能であり、柔軟な対応がなされている。また、博士後期課程においては、指導教員の変更は原則的に認められないものの、他に学内外から副指導教員または講師を招くことが可能であり、修士課程同様、複数の教員が一人の学生に対応し研究指導を行っており、評価できる。

#### [改善・改革方策]

修士課程が学部の各学科研究室を母体とし、研究室内において比較的柔軟な対応が可能であることは本大学院の特徴として引き続き学生の要望に対応していくことが望まれるが、本来的には変更希望が発生しない受け入れ態勢を築くことが望ましい。

一方、博士後期課程においては入学試験前後の手続きにより、研究途中での領域変更等はほとんど発生しないことを想定しているが、今後、変更希望が発生した場合に対応できる規定等を整備することは必要であると思われる。

C群 才能豊かな人材を発掘し、その才能に適った研究機関等に送り込むなどを可能ならしめるような研究指導体制の整備状況

本項目に適する制度等は本大学院に設置されていないことから、本項目は点検・評価対象外とした。

## (2) 教育方法等

(教育効果の測定)

B群 教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

### [現状把握]

本学大学院は、学部における一般的・専門的教育の基礎のうえに、美術・デザインに関する専門の技能、理論及び応用を教授研究し、その深奥を極めた人材を養成し、もって文化の創造・発展に寄与することを目的としている。コースごとに教育目標を定めそれに基づきカリキュラムが編成されている。芸術・美術系大学の特性上専門性を深める道筋として、コースごとに創作活動を主とする表現的アプローチ、学術研究的アプローチ、理論と実践を兼ねた科学的アプローチを実践している。

教育研究指導上の効果は、制作を主とする科目では、制作中に行われる学生との会話や議論、制作課程で行われる中間講評、作品完成時の指導教員による講評、合同講評会を通じてはかられている。その他の科目では、授業内に行われる学生の研究状況の発表や議論、提出されたレポート等からも評価を行っている。

シラバスには授業内容とともに評価方法も記載されている。学生は受講しようとする授業の内容を知るとともに、その評価方法についても確認できる。授業担当教員は、提示した方法に従って評価を行うことにより、学生の到達度を確認すると同時に授業の効果をも把握することができる。

### [点検・評価]

修士課程では、シラバスの記載項目として「成績評価の方法」が用意されているが、同箇所を割愛している科目がシラバス記載75科目のうち25科目ある。博士課程では、「成績評価の方法」という記載項目が用意されていない。学部と比較し、人数の関係等からより総合的な評価が下されることになるであろうが、評価の事前提示はもっと積極的に考えられてもよい。

また、指導教員による講評は、当該授業の受講者全員に対する具体的評価基準の開示でもあり、教員による密室での一方的評価といったデメリットが回避されている。さらに7科目については、複数の教員による講評が行われることがシラバスに明示されている。

### [改善・改革方策]

評価基準の明確化とその開示は常に求められるところである。この点に関する学生の関心も高いと思われる。シラバス作成関係部署が記載項目の適切な処理がなされるよう積極的に働きかける必要がある。また博士課程については、記載項目の検討をし、より詳細な内容となるよう改善に努める必要がある。

学部の講評も含めて、講評にはさまざまなスタイルがある。どのような講評がより効果的であるかを議論しあう研修会などが設けられてもよいのではないだろうか。

#### (成績評価法)

#### B群 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

##### [現状把握]

本学では、先述のとおりGPA制度は導入されていない。学生の資質向上の状況を検証する仕組みはとくにないが、前項でも述べたとおり授業内での制作物や研究状況の中間発表及び中間講評で資質向上の状況を確認している。とくに講評では、高度な水準で作品発表を行っている作家や各分野で活躍する専門家、外部の研究者を招き、作品の批評を受け、学生の可能性を導き出すことも行われており、最終的に、修了作品及び修了論文を完成させる指導を行っている。また、学外で開かれる展覧会への参加・出展を推奨する科目もある。

##### [点検・評価]

修士課程においては、授業内での制作物や研究状況の中間発表及び中間講評を通じて、専門的知識を深められているか、造形力を培われているかについて評価しており、その評価は学生の資質向上の状況を確認することに適していると思われる。また、講評に、学外で活躍する専門家や作家を招き、評価を受けることによって、学生の研究分野・制作分野の視野を広げること、可能性を引き出すことに役立っていると思われる。

##### [改善・改革方策]

学生の資質向上の検証に寄与する成績評価方法については、学外からの視点を持ち込み可能性を広げるというのは有効な手段の一つであると思われる。今後もこの方向性を維持し、拡充していく必要があると思われる。また、GPA制度の導入に関しては、導入するしないに関わらず検討を行うべきであると思われる。

#### (教育・研究指導の改善)

#### A群 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

##### [現状把握]

本研究科については研究科委員会の他、博士後期課程運営委員会等の組織が設置されているが、これらは教育・研究指導の改善促進のみを目的としたものではない。従って研究指導方法

## 教育内容・方法等

の改善に特化した組織的な取り組みは行われておらず、各専攻・コースのそれぞれの教育単位において日常的な改善に努めている。

### [点検・評価]

本研究科の各専攻・コースは、そのほとんどが学部の各学科を母体としており、教育課程の編成から日常の研究指導に至るまでがそれぞれの教育単位で行われている。これは一般の総合大学と異なる本学特有の共同研究室体制により実現しているもので、授業改善・改革について日常的に研究会議等で検討、実施されていることは評価できるものである。ただし、一方で各教育単位による縦割り構造という弊害を生んでいることも否定できず、今後の検討が必要である。

### [改善・改革方策]

大学院の専門教育は教員と学生が比較的緊密な環境で行われるため、いわゆる授業評価の導入は難しいと思われるが、各コース共通の一部講義科目については客観的評価が可能と思われ、これについては実施を検討すべきである。専門科目については、客観的授業評価に代わる評価方法や教育・研究指導に特化した情報交換等が行える場を検討すべきである。

## A群 シラバスの適切性

### [現状把握]

本学では、毎年4月1日付で『武蔵野美術大学 大学院造形研究科概要』を発行し、学生に配布している。『武蔵野美術大学 平成15年度大学院造形研究科概要』（平成15年4月1日発行）は35頁からなる冊子である。また、平成16年度版から冊子の名称が変更され、『大学院造形研究科履修要項』となった。各科目のシラバスは「授業概要」「授業計画」（各回の内容）「履修条件・履修上の留意点」「成績評価の方法」「テキスト・参考文献（作品）等」より構成されている。毎年10月の教務学生生活委員会で次年度のシラバスについての検討が行われ、同委員会での議論を踏まえて各科目担当者に原稿依頼がなされる。平成15年度は、10月9日開催の教務学生生活委員会で「平成16年度科目履修ガイドブック等の作成について」という議案が提出され、シラバスの検討が行われた。

また、利用者の利便を図るため、冊子と同時にWEBシラバスの作成を検討してきた。平成15年12月8日の教務学生生活委員会で「シラバスのWEB公開について」という議案が提出されたが、これに基づき、平成16年度よりWEBシラバスが作成されるようになった。

### [点検・評価]

シラバスの項目は「授業概要」「授業計画」（各回の内容）「履修条件・履修上の留意点」「成績評価の方法」「テキスト・参考文献（作品）等」となっているが、すべての項目を記載していない科目が目立つ。

### [改善・改革方策]

教務学生生活委員会にて議論され、確認されたうえで提示されている項目であるから、科目担当者は項目設定の趣旨を理解し、学生の便宜のために漏れなく記載する努力をする必要がある。十分でないものに対しては修正や加筆を求めるなどの教務学生生活委員会による対応が必要となる。

#### A群 学生による授業評価の導入状況

##### [現状把握]

研究科において授業評価は組織的に導入していない。研究科の各コースの授業は少人数制であるため、教員と学生のコミュニケーションは日常的に図られており、授業で取り扱う内容やテーマも学生との話し合いで決められる科目もある。

##### [点検・評価]

造形研究科の科目は、コース別の科目と各コース共通科目がある。コース別の科目の授業は、教員と学生が討議しながら互いの了解のもとに進められているものが多い。授業評価は教育改善に役立つものであるが、少人数制教育をおこなっていることから、評価の記載者である学生が特定されるなどプライバシーの保護に支障を来す可能性があり、授業評価の導入がなされていないのは妥当であると考えられる。一方、各コース共通科目では、定員のない講義形式の授業が行われており、授業評価の導入は検討の余地がある。

##### [改善・改革方策]

大学院における授業評価は、科目ごとの授業方法を考慮しながら、導入するべきか否かを検討していく必要がある。

### (3)国内外における教育・研究交流

#### B群 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

##### [現状把握]

本大学院では、美術・デザイン領域のグローバル化に対応して、異文化間交流の促進や教育研究の新たな展開のために、様々なレベルでの国際交流活動を展開している。

この交流の中には、学生の交流、教員（研究員）の交流、学術交流、国際シンポジウムの開催と参加、作品交換、学術資料、情報の交換、国際会議の開催などが含まれている。

海外教育機関との交流としては、現在（2004年度）本学では次の8つの海外大学、教育機関と交流協定を締結している。

- ① 国立中国美術学院（中国・平成6年交流協定締結）
- ② パリ国立高等美術学校（フランス・平成8年交流協定締結）

## 教育内容・方法等

- ③ 国立ヘルシンキ美術デザイン大学（フィンランド・平成8年交流協定締結）
- ④ チリ・カトリック大学 DUOC 財団設立専門機関（チリ・平成9年交流協定締結）
- ⑤ ミラノ工科大学第3建築・デザイン学部（イタリア・平成13年交流協定締結）
- ⑥ ノッティンガム・トレント芸術大学（イギリス・平成13年交流協定締結）
- ⑦ 弘益大学校（韓国・平成14年交流協定締結）
- ⑧ ケルン国際デザイン大学（KISD）（ドイツ・平成16年交流協定締結）

### [点検・評価]

大学院の教育・研究は、充実した学術研究環境を形成するため、国内外の大学やさまざまな機関との交流・提携を積極的に推進している。交換教授や交換作品展を始め、一部の提携校とは交換留学制度も始まっている。研究科等は、国際社会への貢献として、研究成果の公開、研究者・留学生との情報交換と交流等、様々な形で取り組み情報を発信しており、国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針は適切であり、今後さらなる発展が期待できる。

### [改善・改革方策]

研究科等は、その教育目標に応じ基本方針のもと今後諸外国の教育機関との間を学生が円滑に移動できるよう配慮するとともに、学生に多様な学習に機会を提供することが望まれる。また教育研究の多様化、活性化を図るために国内外の大学や教育研究機関とのより一層の連携、交流を可能とすることができるよう今後の努力が望まれる。将来としては、本学の国際化についての目標を明確化し、多様化した専門研究分野の中でのさらに新しい視点のもとに推進していく努力が望まれる。

## B群 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

### [現状把握]

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置として、本学では訪問教授による特別授業を行っている。

本学の授業を活性化するために、国内外のそれぞれの領域で活躍する専門家を、授業科目の一環として、訪問教授として招き、講義や講評会という形式で特別授業が開講されている。これまでも著名なアーティストやデザイナーの講演や講評会、公開シンポジウムなどが多彩に行われている。また、テーマを設定したワークショップや学科の枠を越えた合同制作、講評会などの実験的な試みもなされている。

さらに訪問教授は、特別講義、実技指導を集中的に行うほか、全学を対象とした課外講座を担当している。課外講座は課外活動に位置づけられ、美術・デザインの専門大学としての特性を生かした自由なテーマで行われており、特別授業同様、国内外のアーティストやデザイナー、研究者を招いて随時開催され、学科の枠を越えて、講演をはじめ、対談、シンポジウム、ライブなど多彩な形式を持ち、毎年恒例となったシリーズも開講されている。

戦前から行われていた本学の留学生の受け入れは、昭和58年度の入学試験制度の確立により年々増加し、現在では毎年約70名が在籍している。また、平成元年には外国人研究員制度

が設けられ、これまでに各国から教員、アーティスト、研究者など約 20 名を受け入れている。外国人研究員は、国際交流基金のフェローシップの取得、あるいはそれに準ずる外国の公的機関の認定などを条件としている。

その他、本学ではフランス政府とパリ市の援助によって昭和 40 年に開設された「国際芸術都市」にある 2 つのアトリエに毎年 2 名の研究員を派遣している。本学を優秀な成績で卒業し、将来が期待される若手、あるいはすでに業績が評価され、芸術都市の目的である芸術家の交流に寄与できる作家や研究者が本学の推薦・審査によって選ばれ、1 年間のアトリエの貸与と研究費が助成される。

これまでに約 60 名が派遣され、世界約 40 カ国から集まった、様々なジャンルの若い芸術家達との交流を深めながら、それぞれの制作や研究、発表を展開している。

#### [点検・評価]

訪問教授や国際芸術都市への研究員派遣は制度として非常に長い歴史を持っているが、その特性上形骸化の傾向は見られず、国際的な教育研究交流の目的を果たしているといえる。

留学生の受け入れについてはその多くがアジア圏からのもので、一時母国の諸情勢悪化の際には 100 名以上の受け入れが見られたが、現在は毎年ほぼ同数の推移を見せており、大学は引き続き国際交流の一端を担っていると見え、評価できる。

大学の受け入れ体制としては学生部に国際交流留学生課が設置され、国費、私費にかかわらず細やかな窓口対応がなされており評価できる。

#### [改善・改革方策]

交換留学制度も含め、現在は訪問教授や留学生といった個々の交流が進んでいるが、教育研究交流の「緊密化」の促進をさらに深く追求するためには、専攻・コース単位でのより広範囲な交流が必要と思われる。また、研究員の派遣や公開シンポジウム等に止まらず、作品・研究レベルでの成果が期待される。

### C 群 教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性

#### [現状把握]

教育研究及びその成果の外部発信の状況としては、学生作品の発表会、展覧会、オープンキャンパスを開催していることが挙げられる。毎年 1 月末に、鷹の台キャンパス全体をギャラリーとして、全ての修了、卒業制作および論文を一般公開するほか、各学科の授業や研究成果、独自のプロジェクトなどの発表、展示も随時国内外各所で行われている。

また、毎年 6 月にはオープンキャンパスが開催され、期間中は課題作品の展示や上映、公開授業、施設見学会、学生との交流会、資料配付など、様々な企画が用意されている。

さらに、内外の教育機関との交流については、充実した学術研究環境を形成するために、本学では国内外の大学や様々な機関との交流、提携を積極的に推進し、交換教授や交換作品展を始め、一部の提携校とは協定交換留学制度も始まっている。また、早稲田大学との学術交流や、

## 教育内容・方法等

国際基督教大学、国立音楽大学、東京経済大学、津田塾大学からなる「多摩アカデミックコンソーシアム（TAC）」など、国内のネットワークにも参画し、施設の相互利用や単位互換制度などが実現している。

また、本学を含む多摩地区の50の大学、52の行政機関、企業、NPO（いずれも協賛会員を含む）などで構成される「学術・文化・産業ネットワーク多摩」の活動にも参画し、交流の輪はますます広がっている。

### [点検・評価]

卒業・修了制作展は、学生や教職員への公開だけでなく、企業へのアピールの場となっておりその役割は大きい。

オープンキャンパスは平成14年度からの比較的新しいイベントであるが、初年度より2000人規模の来場者を迎え、さらに平成16年度では3000人規模まで拡大しており、短期間で学内外に根付いたと言える。当日は各教育単位が独自の授業内容を積極的に公開しており、学外への外部発信の一環として評価できる。

単位互換制度では、早稲田大学が当初の定員を毎年度満たしており、学生の要望を反映していると言える。TACについては本学は受け入れ学生数が最も多く、本学特有の授業が他大学の学生に対して魅力あるものとして認識されていると思われ、評価できる。

### [改善・改革方策]

研究成果の外部発信としては、卒業・修了制作展の他に、各教育単位が独自に都心などでの展示会等を積極的に行っている。今後は教育単位ではなく、大学全体として情報発信の戦略的計画を明確にし、それに沿ったかたちでの外部発信が必要と思われる。また、現在研究支援センターが中心となって展開している産官学共同プロジェクトについても、全学的なアピールとしての視点が必要だと思われる。

## (4) 学位授与・課程修了の認定

(学位授与)

A群 修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

### [現状把握]

本大学院における修了要件、および学位の授与については、本学大学院規則第18条により「①本大学院の修士課程に、2年以上在学し30単位以上を修得し、かつ博士論文等の審査、及び最終試験に合格したときは、研究科委員会の議を経て、学長が課程の修了を認定する。

②本大学院の博士課程に、3年以上在学し10単位以上修得し、かつ修士論文等の審査および最終試験に合格したときは研究科委員会の議を経て、学長が課程修了と認定する

③本大学院の修士課程を修了したものに、修士の学位を授与し、博士後期課程修了をしたものに博士の学位を授与する。」

と規定されている。

さらに、学位授与の要件としては、武蔵野美術大学学位規則第3条において「修士の学位は、本学大学院の修士課程（博士前期課程）を修了したものに授与する。」「博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了したものに授与する。」「前項に定める者のほか、博士の学位は本学大学院の行う論文審査及び試験に合格し、かつ本学大学院の博士後期課程を修了したものと同様の学力を有することが確認されたものにも授与することができる。」と規定されている。

#### [点検・評価]

この規定は大学基準協会平成16年度大学評価における水準に関する認定、および勧告・助言（案）作成のための判断基準大学院（4）学位授与・課程修了の認定の

「(1) 学位授与基準や研究指導体制が明示されているか」  
に適ったものであり、適正であるといえる。

#### [改善・改革方策]

修士課程については学位の授与方針、基準がすでに明確化され、全学的な共通認識の元に運用されている。授与状況も、適正な手続きを経て、毎年8割前後の修了生を輩出している。今後は、平成16年度より設置された博士後期課程についての学位の授与方針、基準の全学的な明確化を図り、適切な学位授与が行われるよう平成18年度を目途に諸手続の整備の完了が望まれる。

### B群 学位審査の透明性、客観性を高める措置の導入状況とその適切性

#### [現状把握]

本学における学位論文に係る審査体制については、武蔵野美術大学大学院規則第17条において、「①学長は学位審査等の提出により、学位論文の提出を受けたときは、研究科委員会の議を経て、指導教員を審査委員として、さらにその選考の専任教員及びこれに関連する科目を担当する専任教員の中から、2名以上の審査委員を選定する。」「②審査委員は、学位論文等の審査、及び最終試験を行うものとする。」と定められている。

また、武蔵野美術大学学位規則第6条には、「①学長は、学位論文の提出を受けたときは、研究科委員会にその審査を依頼する。②研究科委員会は、前項の依頼に基づき、学位論文等の審査を行う。③研究科委員会は、学位論文を審査するため学位論文等ごとに審査委員会を設ける。」と定められ、同学位規則第7条においては、「修士論文等の審査にあたっては、提出された修士論文等の内容に応じた専門分野の指導教員及び研究科委員会において選出された関連分野の教員2名以上で、審査委員会を組織する。」「博士論文の審査にあたっては、提出された博士論文の内容に応じた専門分野の指導教員および研究科委員会において選出された関連分野の教員3名以上で審査委員会を組織する。」と定められている。

実際の審査は各専攻、コースによって行われ、大学所定の様式に評価および主査、副査の承認印が付されて事務所管に提出され、研究科委員会の議を経ている。

## 教育内容・方法等

### [点検・評価]

本学の学位審査は、前述の規則をふまえて行われており、学位授与機構大学院規定 5-3-3「学位論文に係る適切な審査体制・審査員の選考方法・審査基準・規則・申し合わせ等が整備され、機能しているか」に適するものであり、学位審査の透明性、客観性を高める措置と審査体制等を明示し実施されており、評価できるものである。

### [改善・改革方策]

学位審査の透明性、客観性については、先述のとおり武蔵野美術大学大学院規則及び武蔵野美術大学学位規則において明文化されており、適正なものと言える。今後は、平成 18 年度に第 1 期の修了生を輩出する博士後期課程の学位審査について、透明性、客観性を実現するためのより具体的な審査方法等の検討が必要であると思われる。

### (課程修了の認定)

B 群 標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

本大学院では、標準修業年限未満の修了は認めていないため、本項目は点検・評価対象外とした。

参考文献

- 「大学案内」
- 「武蔵野美術大学の教育理念」
- 「科目履修ガイドブック 2004」
- 「教育課程改革実施案」平成 14 年 5 月 13 日教授会資料
- 「学科を越えた新カリキュラム構想について」
- 「中学校学修指導要領(平成 10 年 12 月)」
- 「高等学校学習指導要領(平成 11 年 3 月)」
- 「平成 16 年度武蔵野美術大学 インターンシップ実施計画」進路指導専門委員会資料
- 「進路インフォメーション インターンシップ特集号」(2002, 2003)
- 「武蔵野美術大学学則」
- 「基礎データ(表 4)」
- 「基礎データ(表 5)単位互換協定以外の単位認定状況」
- 「基礎データ(表 11)国別国際交流協定締結先機関」
- 「基礎データ(表 3)」
- 「基礎調査」
- 「ガイドブック 2003」
- 「人・発見 2000～2005」
- 『自己点検・評価報告書 2001/02 年』
- 「平成 13 年度学校基本調査卒業後の状況調査票」
- 「平成 16 年度学校基本調査卒業後の状況調査票」
- 『2005(平成 17 年度)履修登録マニュアル』
- 『学生手帳 2004 年度版』
- 「平成 17 年 1 月 17 日 造形学部教授会資料」
- 「平成 16 年度オリエンテーション日程」教務課作成
- 「平成 15 年度前期研究集会」報告書 [教務課庶務担当、平成 15 年 7 月 25 日]
- 「平成 15 年度後期研究集会」報告書 [教務課庶務担当、平成 16 年 1 月 16 日]
- 『Web 登録マニュアル(新入生用) [文化総合科目Ⅱ類・造形総合科目Ⅰ類選択必修登録マニュアル]』
- 『平成 15 年度 研修会記録』 [武蔵野美術大学、2004 年 3 月]
- 『武蔵野美術大学 平成 15 年度大学院造形研究科概要』
- 『平成 16 年度 武蔵野美術大学 大学院造形研究科履修要項』
- 「日本語初級」講座の開講に関する資料 (平成 9 年～平成 16 年)